

緑の基本計画

GREEN  MUSEUM

多様な緑とさまざまな市民が交流するまち

S A N D A

三田市



はじめに

近年、地球温暖化をはじめとした環境問題への関心の高まりや都市防災への要請など、緑の役割が重要視されてきています。緑は、私たちの心に潤いと安らぎを与えるとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災、都市景観の形成など様々な効果から、都市づくりの基盤となるものです。

このたび本市では、平成35年度を目標年次とする「三田市緑の基本計画」を策定いたしました。この計画では、長期的な目標である緑の将来像を「グリーンミュージアム・さんだ」と設定し、市域全体を緑の博物館と捉え、地域の特色を展示室の作品として、スタッフである市民の皆様一人一人が緑にかかわり、交流が育まれることを目的とし、その実現のため、市内の公園や森林などあらゆる緑の空間を対象に、緑の保全・創造の具体的な方向性を示すとともに、その方法や役割分担の考え方を明らかにしております。

計画の推進にあたりましては、市民、事業者、行政との連携・協働により進めていく必要がありますことから、今後なお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

なお、本計画の策定にあたり、市議会や関係機関、そして多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

平成18年2月

三田市長 **岡田義弘**

■ 目次 ■

序章 緑の基本計画策定の目的

1. 緑の基本計画とは	1
2. 計画策定の目的と位置づけ	2

第1章 三田市の現況・特性

はじめに. 「三田」について	4
1. 自然的現況・特性	4
2. 社会的現況・特性	9
3. 緑に対する市民意識	10
4. 緑の現況調査	
1. 緑被地の現況	13
2. 緑地の現況	14
3. 明解な地域特性	16
5. 緑の必要性と課題の抽出	
1. 緑の効果・必要性	18
2. 課題の抽出	18

第2章 計画の目標・方針

1. 緑の将来像	21
2. 将来像実現のための基本目標・方針	23
3. 計画フレーム及び目標値の設定	
1. 計画フレームの設定	27
2. 目標値の設定	28

第3章 緑地の配置とネットワークの創出

1. 系統別の配置方針とネットワークの創出	29
2. 総合配置方針	33

第4章 総合配置方針に基づく施策展開

地域別の施策展開

1. 北部の里山景観と点在する重要な緑の保全・活用	35
---------------------------	----

2.南部樹林地の生物多様性確保と武庫川緑水軸の保全・活用	36
3.有馬富士公園・青野ダム周辺の緑の交流拠点としての活用	38
4.既成市街地に残る貴重な緑の保全と新たな緑の創出	39
5.計画的に緑が配置された新市街地のより一層の緑の充実	41

第5章 重点的な取り組み

1.緑化重点地区での多様な展開	
1.地区の設定	44
2.地区の概況	45
3.地区の課題	46
4.緑豊かな地区づくりの目標と基本方針	46
5.計画	47
2.保全配慮地区の設定検討	
1.里山の保全	50
2.里山の分類方法の検討	51
3.保全配慮地区計画案	51

第6章 将来像の実現に向けて

1.協働による緑のまちづくりの推進	
1.緑を通じた市民参加の仕組みづくり	56
2.緑を通じた市民交流の促進	57
3.緑を守り、育てる人・社会基盤の育成	57
2.計画の見直し方針	59

参考資料

・緑地確保目標値の設定根拠	61
・施設緑地(公園)の整備目標個別調書	62
・施設緑地(公共施設・民間施設)の現況個別調書	65
・地域制緑地の整備目標個別調書	66
・緑地の整備目標 総括表	69
・用語解説	70

序章 緑の基本計画策定の目的

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な視点に立ち、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペース^{*}の総合的な計画です。

すなわち、「緑の基本計画」は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、維持・管理、その他の公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、そのまちの緑全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものといえます。

緑の基本計画の特徴

法律（都市緑地法）に基づく計画制度である

市町村の緑とオープンスペースのすべてに関する総合的な計画である

住民に最も身近な市町村が、独自性、創意工夫を発揮し、策定する計画である

計画の策定に際して住民意見の反映が義務づけられている

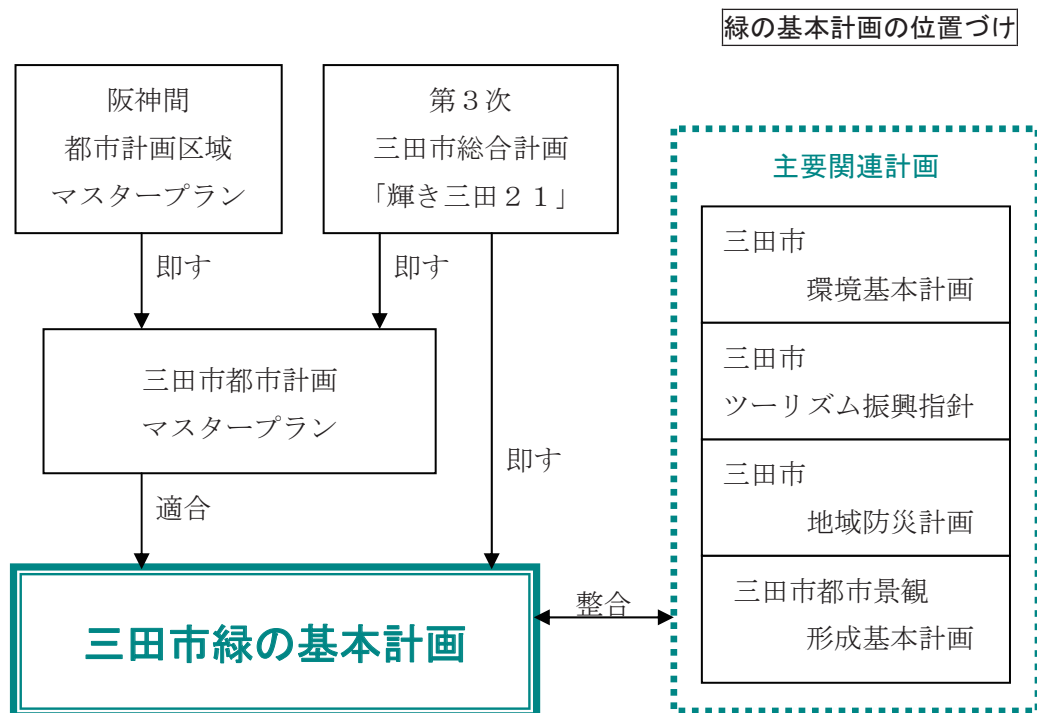
計画内容の公表が法律上義務づけられている

2. 計画策定の目的と位置づけ

近年、都市部でのヒートアイランド現象[※]の緩和や生物の生息空間の確保など、緑化および緑地の重要性の意識が高まっています。本市においても北摂三田ニュータウンの開発による人口の急増や拠点施設の整備など、一層の都市化が進む中で、都市の緑とオープンスペースの保全・創造に係る施策を市民の協力を得ながらより総合的・計画的に推進していくことが必要となってきました。

また、第3次三田市総合計画「輝き三田21」では、市の都市像を「人と自然が輝くまち・三田」として、これを実現するため、自然環境と快適な都市環境が調和するまちづくり、良好な緑地環境の保全と推進など様々な施策を展開しているところです。

このような中で「三田市緑の基本計画」は、阪神間の「都市計画区域マスタープラン」[※]、「三田市都市計画マスタープラン」等上位計画に適合し、「三田市環境基本計画」、「三田市ツーリズム振興指針」、「三田市地域防災計画」、「三田市都市景観形成基本計画」等関連計画とも整合をとりながら、あらゆる緑の空間を対象に、誰が、どのような緑を、いかなる方法で保全し、整備していくのかを明確に定め、今後の三田市の緑の保全・創造の具体的な方向性を示すための計画として位置づけられます。



【三田市緑の基本計画の構成】

第1章 三田市の現況・特性

- はじめに、「三田」について
1. 自然的現況・特性
 2. 社会的現況・特性
 3. 緑に対する市民意識
 4. 緑の現況調査

5. 緑の必要性と課題の抽出

第2章 計画の目標・方針

1. 緑の将来像 『グリーンミュージアム・さんだ』
～多様な緑とさまざまな市民が交流するまち～

2. 将来像実現のための基本目標・方針
3. 計画フレーム及び目標値の設定

第3章 緑地の配置とネットワークの創出

1. 系統別の配置方針とネットワークの創出

2. 総合配置方針

第4章 地域の特性に応じた施策展開

1. 地域別の施策展開

第5章 重点的な取り組み

1. 緑化重点地区での展開
2. 保全配慮地区の設定検討

第6章 将来像の実現に向けて

1. 協働による緑のまちづくりの推進
2. 計画の見直し方針

第1章 三田市の現況・特性

はじめに. 「三田」について

「三田」の地名の由来といわれる説のなかに、市内の古刹・金心寺に安置されている重要文化財「弥勒菩薩坐像」にまつわる言い伝えがあります。これによると、弥勒菩薩坐像の胎内には地名の起源を著す次のような事柄が記されていたと伝えられています。

～当地一帯を松山の庄と号す

これを金心寺恩田・悲田・敬田の三福田を以て三田と改む～

ここでいう三つの田「恩田・悲田・敬田」は、「恩を忘れない心、助け合う心、敬う心」を意味しているとされ、この地の将来へ託した願いが込められているようにも感じられます。

このような伝承にも込められた、人情味ある豊かな心を育みながら発展を遂げてきた現在の三田市は、既成市街地、新市街地および周辺地域、里山^{*}・農地を含む農村集落、その他自然地域が混在する多様な都市を形成しています。

1. 自然的現況・特性

(1) 温暖・乾燥、低い最低気温

本市の気象概況は、平均気温が概ね14℃前後、最高気温は35℃前後、最低気温は-7℃前後、年間降水量は1,300mm前後で、全体としては温暖・乾燥型の瀬戸内海式気候に属しています。ただし、盆地状の地形であることから最低気温はかなり低くなる場合があります。

(2) 豊富な緑の量

市域の約65%が山林によって占められ、そのほとんどがアカマツ・コナラ等の里山林からなっています。また、緑被率^{*}でみると、市域の約8割が緑で占められ、阪神地域における緑の量としては豊富といえます。

(3) 骨格的景観を裏付ける明解な地形

本市は、土地特性（地質、土壌など）、土地利用から市域を大きく3つの特徴的な地形に区分することができます。

①市域の中北部を形成する主要山岳地を被う里山景観

奥山、千丈寺山、大船山山系を中心とする北部と東部の山地は、流紋岩[※]を母材とする満～晩壮年期の山地であり、比較的起伏量に富んだ急傾斜の斜面が多い部分です。また、中部に位置する有馬富士、羽束山も同様に流紋岩を母材とした急峻な小山塊を形成し、等高線も閉塞状に示されています。これらの山地は、ほぼ全域にかけて乾性褐色森林土[※]で覆われ、一部、羽束川上流部の谷筋で適潤性褐色森林土の分布が見られます。乾性褐色森林土は、乾燥と浸食のため土層の発達是不十分で浅く、酸性が比較的強いため養分の乏しい土壌とされており、一般にスギ、ヒノキなどの造林には適さず、天然性樹種の天然更新をはかるのが良いとされています。このため、スギ、ヒノキの人工林は少なく、アカマツ、コナラ等の二次林[※]が現在の里山景観を形成しています。

②武庫川及びその支流沿いに広がる田園風景

本市の緑水軸をなす武庫川及びその支流は、流紋岩山地をほぼ南北に開析し、谷の横侵蝕を進めてきました。その結果、谷幅は広がり、山麓緩斜面や谷底平野の発達が著しい地形を創り出したと考えられます。河川沿いの平野部は、北部の志手原に分布する排水不良を特徴とするグライ土壌[※]を除くと生産性の高い灰色低地土からなり、そのほとんどが水田利用され、現在の河川沿いに広がる伸びやかな田園風景を創り出しています。

③市域の南西部を形成する丘陵台地に集中する市街地

武庫川中流に位置するこの丘陵台地は、神戸層群を刻む標高 50～60m以下の小丘陵と多数の段丘群で構成されており、主として神戸層群（砂岩、礫岩、凝灰岩、泥岩）の半固結堆積物からなっています。

また、一般的に乾性褐色森林土からなるこの地域は、西部にかけては地すべり地の分布も多く、森林の生産的機能は斜面や谷頭部に分布する限られた適潤褐色森林土壌に頼るしかなかったため、都市機能の集中する市域南部の新市街地、既成市街地周辺では、斜面地に貴重な樹林地が残存しており、都市的な緑と共に都市景観を演出しています。

(4) 生物多様性[※]の高い南部地域

新市街地の周囲を取り囲むように広がる市域南部の田園地帯では、皿池湿原や須磨田湿原といった湿地やため池などが、新市街地の周辺に残る樹林地と一体となって生物多様性[※]の高い生態系[※]を形成しています。

(5) 生物多様性が低下しつつある北部の里山林

北部のアカマツ等からなる里山林は、生産林としての利用があまりされなくなったことから、維持・管理が低下しつつあり常緑化が進んでいます。また、マツクイムシによる被害も多く、広範に枯死が進行しており、生物多様性の低下が危惧されています。

(6) 三田市を特徴づける多様な自然景観の存在

本市を特徴づける自然景観として、市内の名所・旧跡の中から選定された「三田八景」があり、さらに環境庁（現. 環境省）の「第3回自然環境基礎調査」で保全すべき自然景観資源としてあげられた、羽束山・有馬富士・虚空蔵山の非火山性孤峰の山地景観、小柿溪谷・大川瀬溪谷・尼ン滝・大川瀬滝の河川景観を加えて「三田十二景」ともいわれています。

その他、兵庫県レッドデータブック[※]の自然景観の部門では、植物植生のうえでも貴重とされている駒宇佐八幡神社の森や、近畿圏保全区域整備計画の近郊緑地保全区域[※]に含まれる千刈水源地なども優れた自然景観としてあげられています。

三田市を特徴づける自然景観

	三田市を特徴づける自然景観	三田八景	第3回自然環境基礎調査	兵庫県自然景観RDB
①	尼ン滝を含む青野川溪谷	○	○	
②	有馬富士と福島大池（有馬富士公園）	○	○	○
③	花山院（歴史的風景と眺望点）	○		
④	千丈寺湖（青野ダム）周辺	○		
⑤	天神公園（社寺と一体となった既成市街地内の公園）	○		
⑥	ホロンピア（人と自然の博物館）と深田公園	○		
⑦	武庫川（三田市の緑水軸）	○		
⑧	永沢寺と花菖蒲園	○		
⑨	羽束川溪谷（小柿溪谷）		○	○
⑩	羽束山		○	○
⑪	虚空蔵山		○	
⑫	大川瀬一帯（滝、溪谷、断層などを含む自然公園 [※] ）		○	○
⑬	駒宇佐八幡神社の森			○
⑭	千刈水源地			○

※RDB = レッドデータブック

(7) 三田市を物語る文化財的緑の存在

レッドデータブックに基づく貴重な自然資源や重要な生態系及び環境基本計画に取り上げられている重要な自然環境から、本市の昔の姿を垣間見ることのできる貴重な自然として、湿地、ため池のほか、わずかに残る自然性の高い照葉樹林[※]を中心に以下のような自然があげられます。

三田市の貴重な自然

	三田市の貴重な自然	兵庫県 植物群落 [※] RDB	三田市 環境 基本計画	三田市 生態系 RDB
(1)	下相野：皿池湿原の湿地植物群落	Aランク	○	Aランク
(2)	乙原：池沼植物群落、岩上植物群落	Cランク		
(3)	下青野：青野川合流部の河辺植物群落	Cランク		Aランク
(4)	貴志：御霊神社のツクバネガシ群落	Cランク	○	
(5)	広野開拓：池沼植物群落	Cランク		
(6)	上槻瀬：池沼植物群落	Cランク		Bランク
(7)	上本庄：駒宇佐八幡宮のコジイ群落	Cランク	○	
(8)	須磨田：須磨田湿原の湿地植物群落	Cランク	○	Bランク
(9)	大川瀬：岩上植物群落	Cランク		Bランク
(10)	波田：池沼植物群落	Cランク		Bランク
(11)	波豆川：八坂神社のコジイ群落	Cランク	○	
(12)	山田：岩上植物群落	要 注 目		Bランク
(13)	小柿：岩上植物群落	要 注 目		
(14)	大谷：水田、草原、ため池			Aランク
(15)	福島：ため池、湿原			Aランク
(16)	畦倉：草原、ため池、湿原、湿性林			Aランク
(17)	フラワータウン：南公園の雑木林		○	Bランク
(18)	井ノ草：天満宮のウラジロガシツバ [※] 林		○	
(19)	酒井：高売布神社の竹林		○	
(20)	母子：モミーアカガシ林		○	
(21)	東本庄：大蔵大明神のツクバネガシ林		○	
(22)	波豆川：大舟寺のカヤの木		○	
(23)	大川瀬：住吉神社のウラジロガシ林		○	
(24)	上青野：感神社のツクバネガシ林		○	
(25)	藍本：酒垂神社のコジイ林		○	
(26)	下槻瀬：天柏神社のシラカシ林		○	
(27)	深田：熊野神社のモミ林		○	
(28)	母子大池周辺：アカマツ林		○	

※三田市生態系レッドデータブックでは、生態系の基本単位である河川や湿原等個々の環境を「小生態系」とし、この「小生態系」の集合体を「中生態系」としている。ここでは、貴重な自然が含まれる「中生態系」のうち、特に市域レベルでの生態系維持に重要とされるAランク及びBランクへの該当を記載している。

2. 社会的現況・特性

(1) 緑を取り入れたまちづくり気運の高まり

地球温暖化対策など世界レベルでの環境意識の高まりに加え、国内では国土交通省の「美しい国づくり政策大綱」により、景観の面からも、緑地や緑化、里山や棚田などの緑を積極的に取り入れたまちづくりが進められています。

また、本市では、平成17年開催の全国育樹祭を契機として、「育もう緑を地球に三田から」を合言葉に、市民一人ひとりの参画と協働による緑の環境保全や文化の創造を目指した取り組みを進めています。

(2) 『人と自然が輝くまち』づくり

第3次三田市総合計画では、これまでの二次にわたる総合計画の基本目標「心のふれあう田園文化都市」に託してきた理念を受け継ぎ、以下の都市像を掲げて自然環境と快適な都市環境が調和するまちづくりを進めています。

『人と自然が輝くまち・三田』

(3) 広い市域とコンパクトな市街地

平成16年4月1日現在、市域面積は21,022haで、全域が阪神間都市計画区域に属しています。このうち市街化区域[※]は1,852haと、市域全体の8.8%となっており、市域面積に比べコンパクトな市街地には、人口・都市機能が集中しています。

(4) 人口急増に伴う多様な市民構成

昭和56年、北摂三田ニュータウンのまちびらき以降、大阪市、神戸市をはじめとする周辺都市からの転入が相次ぎ、急速な人口増となりました。

このため、既成市街地、新市街地、農村部といった多様な市民構成が形成されました。

(5) 博物館・研究機関等の立地

フラワータウンには、兵庫県立人と自然の博物館が立地しており、自然環境に関する研究及び展示が行われています。この博物館は兵庫県立大学自然・環境科学研究所でもあり、本市内をはじめ周辺地域の自然環境に係る研究の中心地となっています。また、有馬富士公園内には市立有馬富士自然学習センターが立地しており、地域の自然学習や多様な自然環境活動の拠点となっています。

3. 緑に対する市民意識

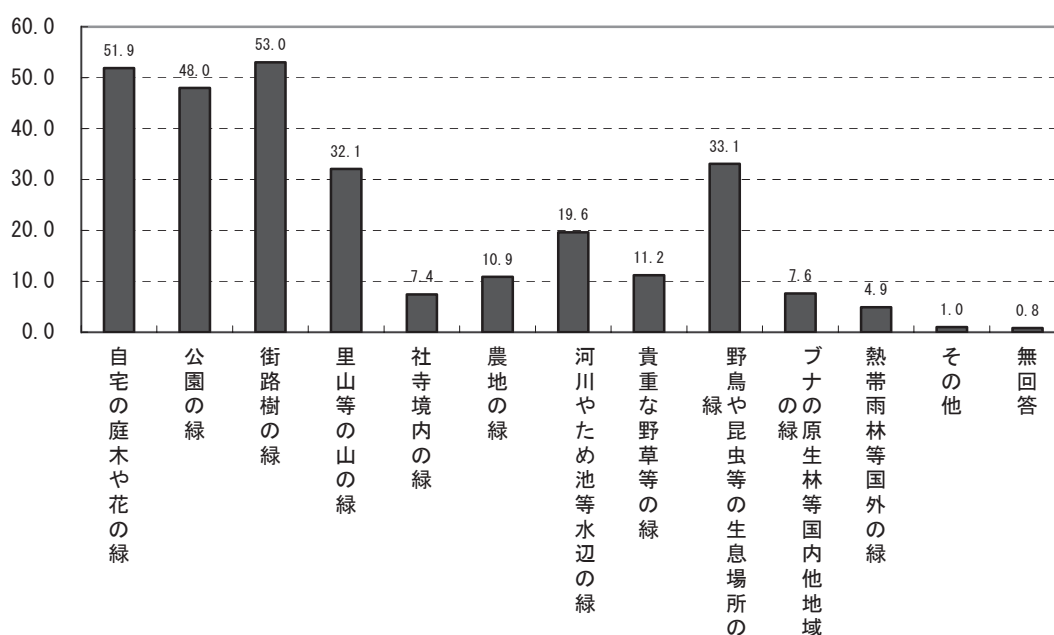
平成15年度三田市市民意識調査により、計画策定にかかる基本的事項について、「緑に関する意識」を調査しました。

調査地域	三田市全域
調査対象	市内在住の満20歳以上の市民
標本数	4,100人(有効回収数2,357、回収率57.5%)
抽出方法	住民基本台帳および外国人登録原票から無作為抽出
調査方法	郵送調査(郵送配付・回収)
調査期間	平成15年7月18日～7月31日

(1) どのような緑に関心があるか？

どのような緑に関心を持っているかについては、「街路樹の緑」(53%)が最も多く、その他には「自宅の庭木や花の緑」(51.9%)、「公園の緑」(48%)と生活に身近な場所での緑化に関心の高さがみられました。

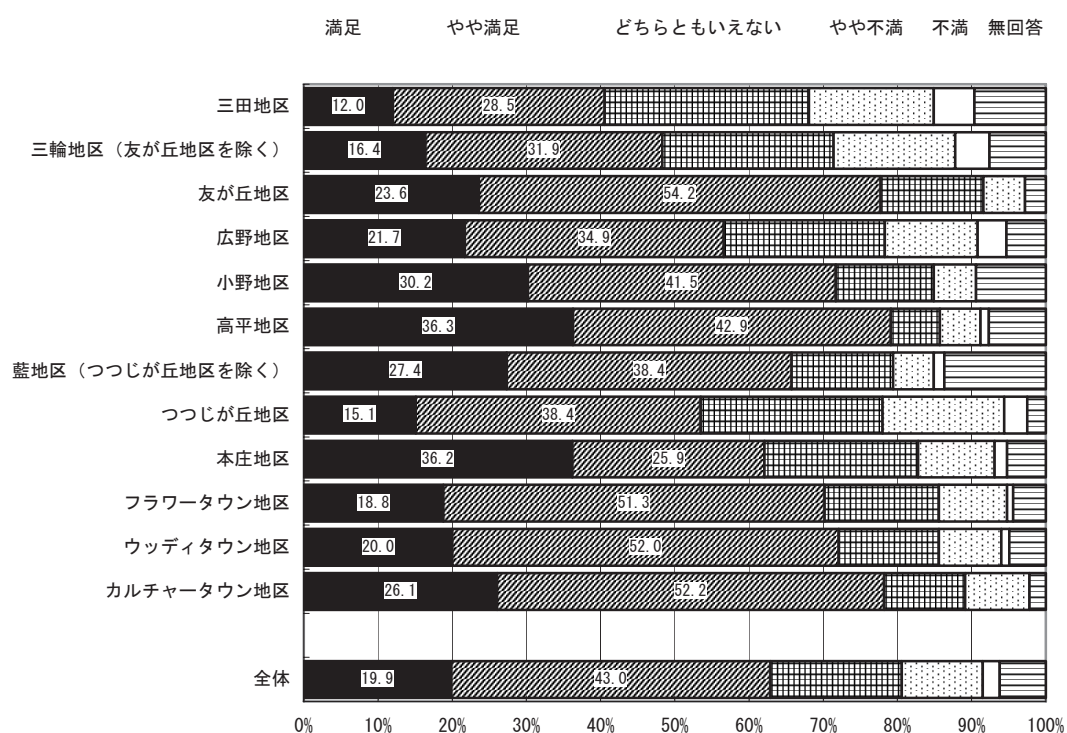
【どのような緑に関心があるか】(3つまで選択可)



(2) 身近な緑に対する満足度について

住まい周辺の緑について、全体としては「満足」、「やや満足」を合わせて62.9%という結果でした。同様に「満足」、「やや満足」の割合を地区別にみると、最も高いのは、高平地区（79.2%）で、最も低いのは三田地区（40.5%）となっています。

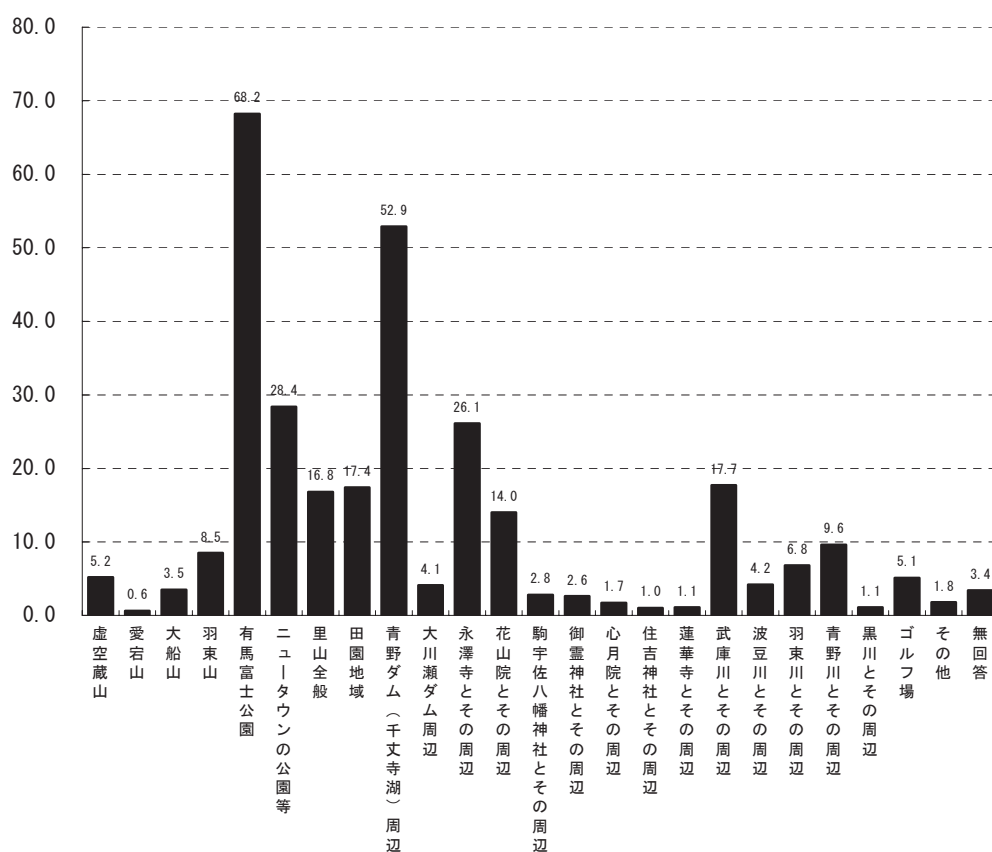
【住まい周辺の緑に関する満足度】



(3) 三田市の「緑の象徴」

三田市の「緑の象徴」としては、「有馬富士公園」(68.2%)が最も多く、以下「青野ダム周辺」(52.9%)、「ニュータウンの公園等」(28.4%)、「永澤寺とその周辺」(26.1%)などが上位にあげられました。

【三田市の「緑の象徴」としてふさわしい場所】(4つまで選択可)



4. 緑の現況調査

1. 緑被地の現況

本市の緑被地は市域全体で 17,129.5ha、緑被率は 81.5%を占めています。市街化区域内に限定すると緑被地は 347.2ha で緑被率は 18.7%となっています。

緑被を構成している緑の種類をみると、樹林地が市域の 64.6%、農耕地が 12.5%、草地が 4.3%となっています。

表：緑被地の現況（平成 16 年 3 月末現在）

区分		面積（h a）			比率			
		都市計画区域		市街化調整区域	都市計画区域			
			市街化区域			市街化区域	市街化調整区域	
緑被地	樹林地	自然林	17.8	0.1	17.7	0.1%	0.0%	0.1%
		スギ・ヒノキ等の人工林	359.3	0.8	358.5	1.7%	0.0%	1.9%
		クヌギ・コナラ等の二次林	13,130.5	185.8	12,944.7	62.5%	10.1%	67.5%
		竹林	75.4	7.2	68.2	0.4%	0.4%	0.4%
	小計		13,583.0	193.9	13,389.1	64.6%	10.5%	69.8%
	農耕地	水田	2,249.7	18.5	2,231.2	10.7%	1.0%	11.6%
		畑	231.0	7.6	223.4	1.1%	0.4%	1.2%
		果樹園	145.1	0.3	144.8	0.7%	0.0%	0.8%
	小計		2,625.8	26.4	2,599.4	12.5%	1.4%	13.6%
	草地	ゴルフ場	408.9	0.0	408.9	1.9%	0.0%	2.1%
		ススキ・ササ等その他の草地	486.8	103.9	382.9	2.3%	5.6%	2.0%
	小計		895.7	103.9	791.8	4.3%	5.6%	4.1%
	公共公益施設の植栽地		2.1	1.7	0.4	0.0%	0.1%	0.0%
民有地の植栽地		15.3	13.7	1.6	0.1%	0.7%	0.0%	
街路樹空間		7.6	7.6	—	0.0%	0.4%	—	
計		17,129.5	347.2	16,782.3	81.5%	18.7%	87.5%	
緑被地以外	水面	河川	245.9	2.5	243.4	1.2%	0.1%	1.3%
		ダム	145.5	0.0	145.5	0.7%	0.0%	0.8%
		ため池	254.2	34.2	220.0	1.2%	1.9%	1.1%
		プール	1.2	0.8	0.4	0.0%	0.0%	0.0%
	小計		646.8	37.5	609.3	3.1%	2.0%	3.2%
	裸地	グラウンド	35.9	25.9	10.0	0.2%	1.4%	0.1%
		広場等	18.3	7.1	11.2	0.1%	0.4%	0.1%
		その他の裸地	126.5	9.9	116.6	0.6%	0.5%	0.6%
	小計		180.7	42.9	137.8	0.9%	2.3%	0.7%
	市街地		3,065.0	1,424.4	1,640.6	14.6%	76.9%	8.6%
計		3,892.5	1,504.8	2,387.7	18.5%	81.3%	12.5%	
合計		21,022.0	1,852.0	19,170.0	100.0%	100.0%	100.0%	

※緑被率：特定区域に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹林地・農耕地・草地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称である。ただし、水面・裸地等は含まない。

※市街化区域における街路樹空間は、街路樹の水平投影面積の概算として、延長に 1 m を乗じた値を用いている。

2. 緑地の現況

緑被地に対し、公園、学校等の施設や地区指定等により一定の管理や制限が施された緑（緑地）の量は、市域全体の37.7%、市街化区域では12.7%を占めています。

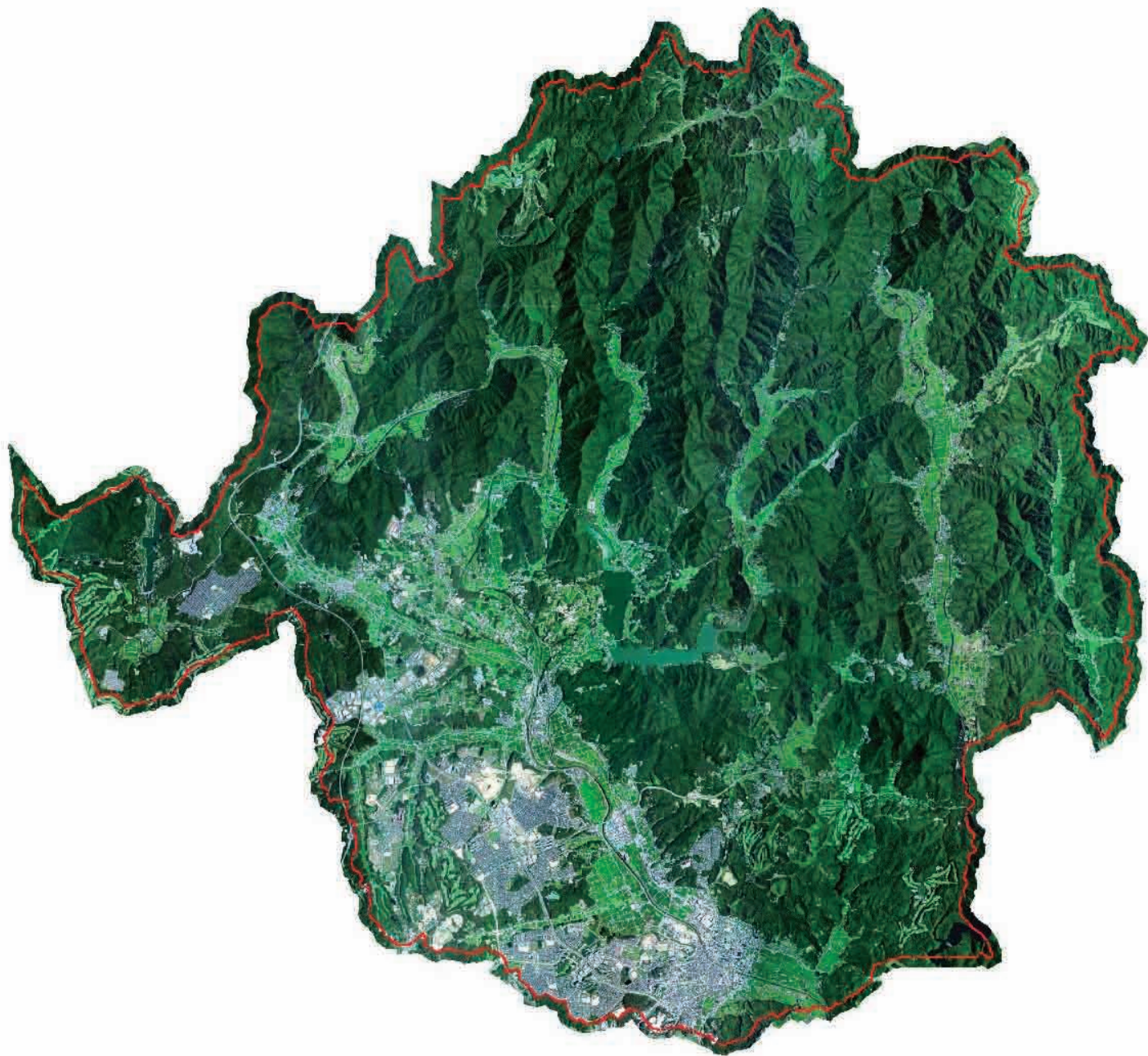
表：緑地現況量（平成16年3月末現在）

区分				面積（ha）			対象区域に占める比率				
				都市計画区域			都市計画区域				
					市街化区域	市街化調整区域		市街化区域	市街化調整区域		
施設緑地	公園	都市公園	基幹公園	街区公園	22.94	13.82	9.12	0.1%	0.7%	0.0%	
				近隣公園	24.38	19.00	5.38	0.1%	1.0%	0.0%	
				地区公園	40.80	33.20	7.60	0.2%	1.8%	0.0%	
				総合公園	35.20	35.20	0.00	0.2%	1.9%	0.0%	
				運動公園	26.20	13.90	12.30	0.1%	0.8%	0.1%	
				特殊公園	風致公園	0.00	0.00	0.00	0.0%	0.0%	0.0%
				広域公園	65.48	0.00	65.48	0.3%	0.0%	0.3%	
				都市緑地	26.58	26.58	0.00	0.1%	1.4%	0.0%	
		その他条例等に基づく公園	1.39	1.39	0.00	0.0%	0.1%	0.0%			
		小計	242.97	143.09	99.88	1.2%	7.7%	0.5%			
		公共施設緑地	430.25	33.92	396.33	2.0%	1.8%	2.1%			
		民間施設緑地	700.52	52.42	648.10	3.3%	2.8%	3.4%			
		計	1,373.74	229.43	1,144.31	6.5%	12.4%	6.0%			
	施設緑地間の重複	4.21	1.71	2.50	—	—	—				
	施設緑地計	1,369.53	227.72	1,141.81	6.5%	12.3%	6.0%				
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区	0.00	0.00	0.00	0.0%	0.0%	0.0%			
		風致地区・緑地保全地域	0.00	0.00	0.00	0.0%	0.0%	0.0%			
		生産緑地地区	7.68	7.68	0.00	0.0%	0.4%	0.0%			
		近郊緑地保全区域	790.00	0.00	790.00	3.8%	0.0%	4.1%			
		自然公園	824.00	0.00	824.00	3.9%	0.0%	4.3%			
		県指定自然環境保全地域	10.00	0.00	10.00	0.0%	0.0%	0.1%			
		農業振興地域農用地区域	1,903.70	0.00	1,903.70	9.1%	0.0%	9.9%			
		保安林区域	3,024.00	0.00	3,024.00	14.4%	0.0%	15.8%			
	計	6,559.38	7.68	6,551.70	31.2%	0.4%	34.2%				
	地域制緑地間の重複	0.00	0.00	0.00	—	—	—				
	地域制緑地計	6,559.38	7.68	6,551.70	31.2%	0.4%	34.2%				
	施設緑地・地域制緑地間の重複	10.00	0.00	10.00	—	—	—				
	合計	7,918.91	235.40	7,683.51	37.7%	12.7%	40.1%				
	対象区域面積	21,022.00	1,852.00	19,170.00	100.0%	100.0%	100.0%				

※各項目の詳細は別掲（参考資料一調書）

緑の現況

■航測写真 H16.8撮影



3. 明快な地域特性

市域の約 65%を占める山林は、アカマツ・コナラ等の里山林が多く、その大部分は民有林となっており、山林面積の約 22%が保安林[※]に指定されています。

また、市域の約 22%にあたる 4,717.0ha が農業振興地域に指定されており、このうち 1,903.7ha が農用地区域となっています。

生物多様性の観点からは、北部で里山の遷移[※]による多様性の低下がうかがえる一方で、南部を中心とするため池、湿地などと一体となる里山は生物多様性が高く、県内でも貴重とされる場所も含まれています。

既成市街地では、住宅の緑、民有地（社宅、グラウンド、工場等）の緑、社寺林にわずかに残る照葉樹林、動植物が豊かな河川・ため池等の水辺など生活と密着した歴史的な緑と都市的な緑の共存が見られます。

新市街地では、身近な緑とのふれあいの場として重要な公園緑地や街路樹など公的な緑が計画的に配置されており、都市的な緑が充実しています。また、新市街地開発の際、極力緑を残しながら開発を進めてきた結果、その周辺に貴重なため池や湿地などの水辺と一体となった生物多様性の高い自然が現存しており、本市の地形形成などを裏付ける分布を見ることができます。

農村集落地では、武庫川及びその支流沿いを中心に今なお広大な水田地帯が広がり、脈々と伝承されてきた生活と関係の深い緑が継承されています。

その他自然地域では、三田市を特徴づける自然景観、貴重な自然をはじめとし、本市の昔の姿を推測するための文化財的緑が今なお残っています。

地域別緑の分布状況

地域区分		緑の分布概況
市街化区域	既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺林のまとまった緑 ・農地（生産緑地） ・武庫川、その他河川 ・ため池、湿地等の水辺 ・住区基幹公園 ・公共施設の緑 ・道路の緑（街路樹、植栽帯） ・民有地の緑地 ・住宅の緑 等
	新市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に配置された緑（公園、街路樹など） ・私的空間の緑（住宅、商業施設等の緑） ・開発過程で残した周辺緑地 ・平谷川緑地 等
	テクノパーク等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に配置された緑（公園、街路樹など） ・皿池湿原の貴重な自然 ・開発過程で残した周辺緑地 ・工場内緑地 等
市街化調整区域	市街地周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景となる緑 ・河川沿いにひろがる農地 ・河川、ため池、湿地等の水辺 ・社寺林のまとまった緑 ・広域的拠点となる公園 ・ゴルフ場 ・住宅地の緑 等
	農村集落地	<ul style="list-style-type: none"> ・集落地周辺の里山 ・武庫川及びその支流河川 ・河川沿いに広がる農地 ・ため池、湿地等の水辺と貴重な自然 ・自然植生を保つ社寺林 ・公共施設の緑 ・道路の緑 ・ゴルフ場 ・集落を彩る緑（生け垣、庭など） 等
	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・山地景観を形成する緑 ・渓谷景観を形成する緑 ・その他、貴重な自然 等

5. 緑の必要性と課題の抽出

1. 緑の効果・必要性

都市または市民生活における緑の効果・必要性について整理すると、概ね次の4つの観点から捉えることができます。

①環境保全の観点

緑による大気浄化・温暖化の抑制や生物の生息空間・多様性の確保。

②レクリエーション利用の観点

緑の持つ多様な機能の活用による余暇需要への対応やコミュニティ意識の育成。

③防災機能の観点

災害時における公園の避難場所・救援活動拠点機能や自然災害防止に寄与する緑地の防災機能。

④景観形成の観点

心を豊かにする四季の変化や地域の個性を醸成する多様な自然景観。

2. 課題の抽出

緑の効果・必要性の4つの観点から、本市の現況をみてみると、緑地の配置や保全方法、利用面での有効性などにおいて多くの課題があることがわかります。

(1) 全市的課題

- 三田を特徴づける自然景観の確保
- 文化財的緑の確保
- 農業生産活動を通じた貴重な緑の保全機能の低下(農業担い手の高齢化、減少)
- 里山の遷移の進行(薪炭需要等里山の経済価値 低下に伴う放置林の増加)
- 災害防止に寄与する緑の保全・創出
- ため池、湿地などの水辺の多様な生態系の確保
- 地域特性に応じた多様な緑の交流・ネットワーク[※]の強化
- 持続的に緑を守り・育てる人及び社会基盤づくり

(2) 地域別課題

① 既成市街地における緑に関する課題

- 緑の絶対量の不足
- 住区基幹公園の適正配置
- 避難場所・避難路の確保や延焼防止機能の充実など防災面の強化
- まとまった緑を形成する社寺林の確保
- 武庫川緑水軸の多面的機能強化
- 施設緑地の充実(公共施設、民間施設の緑化)

② 新市街地における緑に関する課題

- 周辺に残る斜面緑地などの確保
- 新市街地内に残された貴重な緑の保全
- 適正配置された公園、街路樹などの維持・管理
- 緑を通じた地域コミュニティの強化
- 住宅敷地内での緑化の維持・増進

③ 市街地周辺における緑に関する課題

- 市街地の背景となる緑地の風致の維持（武庫川山麓ベルト^{*}、青野ダム周辺緑地など）
- 武庫川沿い農地の田園風景の維持
- 武庫川緑水軸の自然性の確保
- ため池、湿地など貴重な自然の生物多様性の確保

④ 農村集落地における緑に関する課題

- 里の風景を構成する緑のバランスの維持
- 維持管理システムの崩壊による里山の減少
- 市域北部に点在する緑を通じたレクリエーション施設の孤立化
- 文化財的緑の確保

⑤ その他自然地域

- 自然災害防止に寄与する緑の保全・創出

第2章 計画の目標・方針

1. 緑の将来像

緑に関する現況及び課題、上位計画や関連計画に示された趣旨などを踏まえ、本市の緑の将来像を次のように設定します。

本市は、市域の6割以上が山林に被われ、既成市街地、新市街地、農村地域、自然地域が混在する日本の縮図のような田園都市を形成しています。

現在の市域は、昭和33年の市制施行までに行われた大規模な町村合併により形成されてきたものですが、県下でも広大な本市域には、旧町村単位をもとにした人々のつながりや各地区独自の風土色もみられ、それぞれに多様な緑が存在しています。さらに、緑をとり入れながら進めてきた新市街地開発や広域公園の整備により、市民構成や市内の緑の構成は一層多様化し、今後は都市としての成熟期を迎えようとしています。

そんな中で、地名の由来とも伝えられる「三つの心(敬う、恩を忘れない、助け合う)」を想いつつ、緑を媒介とした人と人、または人と自然、さらには自然と自然の健全な関係を築き、まちづくりが人づくりに結びつくような緑の施策展開を行うことを目指し、緑の将来像を掲げます。

将来像

グリーンミュージアム・さんだ

ー多様な緑とさまざまな市民が交流するまちー


～さんだの貴重な緑作品の展示（緑の保全・活用）～

～さんだの新しい緑作品づくり（緑の創出）～

～さんだの緑作品交流（緑を通じた交流促進）～

「グリーンミュージアム・さんだ」とは…

三田市全体を緑の博物館と捉え、地域の特色をその展示室の作品として、スタッフである市民一人ひとりが緑にかかわり、そこを訪れる人々との交流、あるいは市民同士の交流が育まれることをイメージしています。

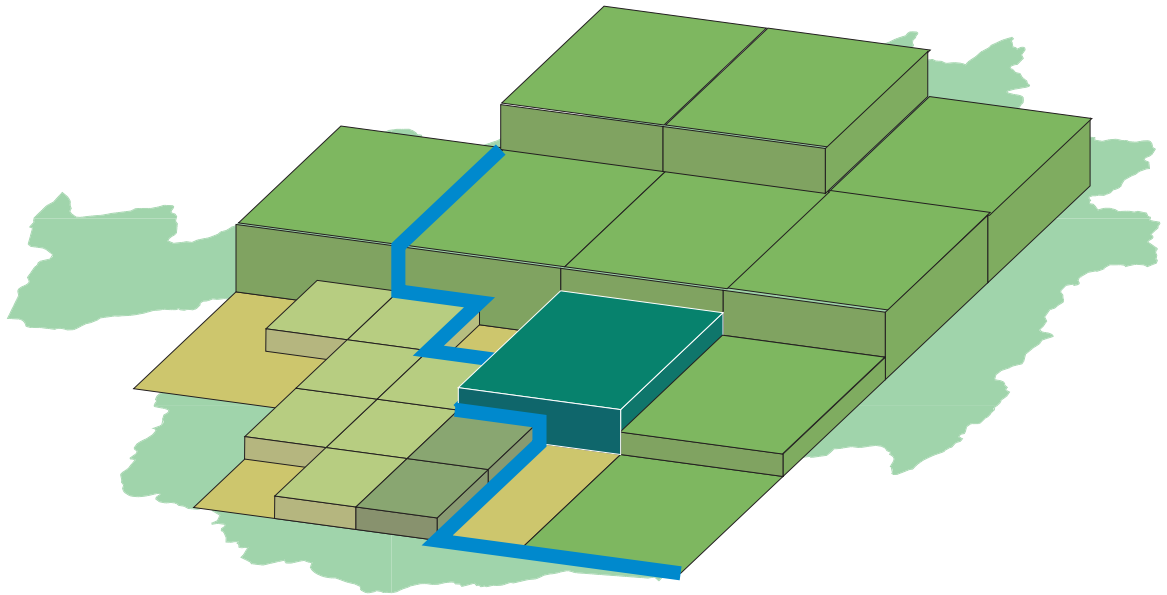
 グリーンミュージアム・さんだ

多様な緑とさまざまな市民が交流するまち

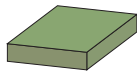
さんだの貴重な緑作品の展示(緑の保全・活用)

さんだの新しい緑作品づくり(緑の創出)

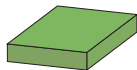
さんだの緑作品交流(緑を通じた交流促進)



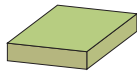
緑の交流ギャラリー
(有馬富士公園を中心とした交流拠点)



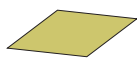
街なかの緑創作室
(緑化重点地区を含む既成市街地)



里の風景展示室
(市域北部を中心とした里山・田園地域)



緑のガーデン展示室
(緑豊かな住宅地を形成する新市街地)

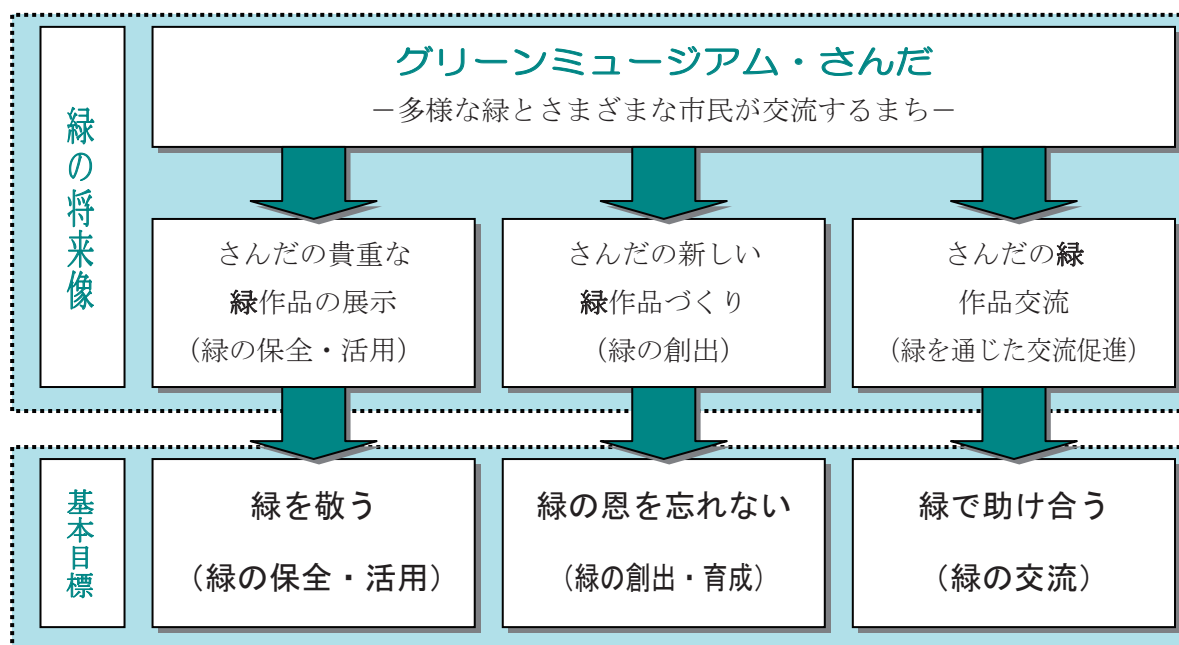


貴重な緑展示室
(生物多様性を維持する南部樹林地)

2. 将来像実現のための基本目標・方針

本市の現況・特性、課題等から緑の将来像を実現するための基本目標として次の3つを設定します。

- 緑を敬う（緑の保全・活用）
- 緑の恩を忘れない（緑の創出・育成）
- 緑で助け合う（緑の交流）



各目標の考え方、基本方針は次頁の通りです。

(1) 緑を敬う

本市の中北部を占める緑豊かな山並みとアカマツやコナラ等からなる里山林、谷筋に広がる田園集落は、本市の特徴的な景観を創出し、また、本市の中心部を流れる武庫川の流域は、農地とその背景となる山並みが織りなす田園風景から成り、その緑豊かなオープンスペースは市民に精神的安らぎを提供するなど、本市の個性となる緑水軸を形成しています。

これらの他にも市内には三田を特徴づける自然景観や歴史を物語る貴重な文化財的緑が良好な状態で点在しており、本計画では、これらの緑の積極的な保全を前提とした有効な活用を目指し、以下の基本方針で取り組みます。

- ・ 三田を特徴づける緑の保全・活用
- ・ 歴史を物語る貴重な緑の保全・活用
- ・ 生物多様性の維持・向上

(2) 緑の恩を忘れない

本市の南部地域に広がる丘陵地を中心とした新市街地は、周辺緑地や街路樹、公園緑地等、計画的に配置された緑から成り、量的には充足しています。一方、既成市街地では住宅の緑、民有地（社宅、グラウンド、工場等）の緑、田畑等の農地、樹林地など多種多様な緑が点在しているものの量的な不足感は否めない状況です。

今後の課題として、既存の緑の質的充実、防災機能の強化、また、点在する緑に対する一体感の醸成等、これら個々の多種多様な緑をネットワークすることを重視した緑の創出が必要と考えられます。

このため、本計画では、市民の身近な緑とのふれあいの場として公園緑地等を適切に配置するとともに、公的・私的空間両面での緑化、地域の個性を高める緑の創出など、本市の魅力を高める緑の創出を目指し、以下の基本方針で取り組みます。

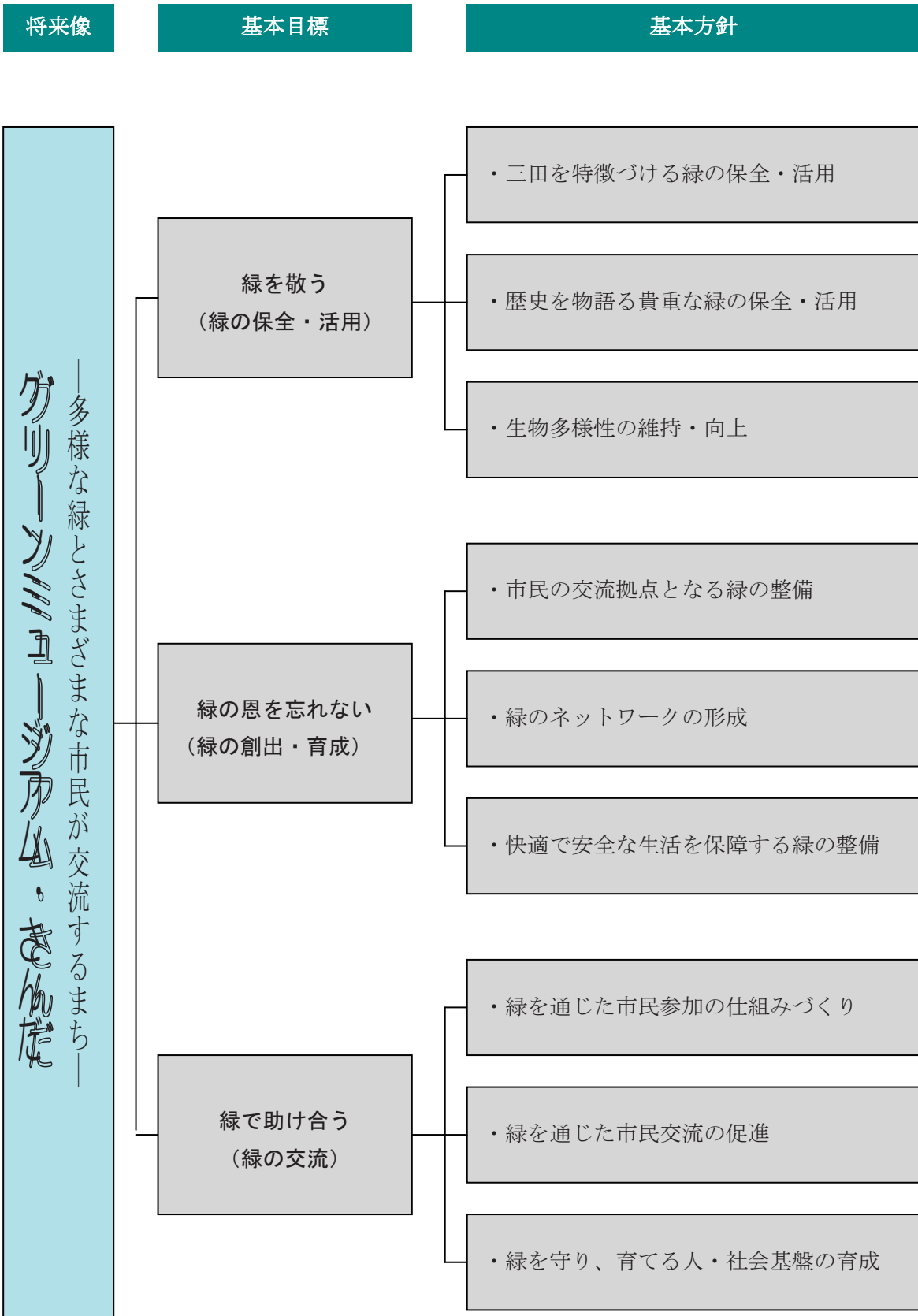
- ・ 市民の交流拠点となる緑の整備
- ・ 緑のネットワークの形成
- ・ 快適で安全な生活を保障する緑の整備

(3) 緑で助け合う

本市には、明快な地域特性により多様な緑が存在し、居住地域にも既成市街地、新市街地、農村部とそれぞれの特性があります。これら多様な緑とさまざまな市民の交流促進は、今後の重要な課題となっています。

このため、本計画では、さまざまな市民・事業者の交流、市民相互の交流、緑の普及・啓発等、緑を通じて皆がともに多様な交流の核となるようまちづくりに参加することを目指し、以下の基本方針で取り組みます。

- ・ 緑を通じた市民参加の仕組みづくり
- ・ 緑を通じた市民交流の促進
- ・ 緑を守り、育てる人・社会基盤の整備



3. 計画フレーム及び目標値の設定

1. 計画フレームの設定

(1) 計画対象区域

既成市街地と新市街地及びその周辺地域、里山・農地を含む農村集落、その他自然地域が混在する多様な都市である本市全域を計画対象区域とします。

表：計画対象区域

三田市全域	21,022 ha
-------	-----------

(2) 人口の想定

第3次三田市総合計画では、平成23年の目標人口をおおむね13万4千人としていますが、実績は推計を下回った状況にあります。

本計画の整備目標の基礎となる平成35年度末の人口想定値は、少子高齢化の進展や核家族化に伴う世帯人員の減、さらには社会経済情勢の動向等から、現段階においては、第3次総合計画の目標値とします。

表：目標年次の人口想定

	現況 H15年度	目標年次 H35年度
三田市全域（人口）	113,746人	134,000人
市街化区域（人口）	87,785人	108,000人

(3) 市街地規模の想定

都市計画区域については、現在、本市域全体が区域となっており、将来においても区域は変わらないものと想定します。

市街化区域については、第3次三田市総合計画で地域核としての整備促進が示されているJR各駅周辺地域（新三田、広野、相野）で市街地の増加を想定します。

表：目標年次の市街地規模想定

	現況 H15年度	目標年次 H35年度
三田市全域（規模）	21,022 ha	21,022 ha
市街化区域（規模）	1,852 ha	1,912 ha

2. 目標値の設定

(1) 持続性のある緑地の確保目標

緑地の確保目標については、その水準となる「緑の政策大綱」（平成6年7月建設省）、及び都市計画中央審議会答申（平成7年7月）等を踏まえ、市街地における持続性のある緑地を3割以上確保することを目標とします。都市計画区域全体においても、以下のように持続性のある緑地の拡充を目指し、市民一人ひとりが日々の生活の中で、緑の豊かさを享受することができるよう、緑の保全・創出に努めます。

表：緑地確保目標値

	現況 H15年度	目標年次 H35年度
三田市全域に対する割合	38%	約43%
市街地面積に対する割合	13%	約30%

※「都市計画区域面積に対する割合」は、都市計画区域 21,022ha に対し、持続性のある緑地が現況で約 7,981ha、目標年次が約 9,032 ha である。

※「市街地面積に対する割合」は、現況市街化区域 1,852ha に対して持続性のある緑地が約 235 ha である。

目標年次については、市街化区域 1,912ha に対して配置計画による持続性のある緑地は約 378 ha（約 20%）であるが、本市の市街地には武庫川山麓ベルト等の周辺緑地が隣接しているため、周辺緑地も含めた市街地に対して 30%以上を目標とする。（参考資料の根拠を参照）

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準については、「緑の政策大綱」及び都市計画中央審議会答申等で、市街化区域において「一人当たり約 20 m²」が望ましいとされています。本市においては現況で概ね水準は確保しているものの、実態に即したさらなる充実を目指し次のとおり目標値を設定します。

表：都市公園等の整備目標値

		現況 H15年度	目標年次 H35年度
三田市全域	都市公園	約 21.3 m ² /人	約 54.9 m ² /人
	都市公園等	約 58.8 m ² /人	約 86.7 m ² /人
市街化区域	都市公園	約 16.3 m ² /人	約 26.5 m ² /人
	都市公園等	約 20.0 m ² /人	約 29.5 m ² /人

※ここでいう都市公園には条例等に基づく公園を含むものとする。

※都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地の計とする。

第3章 緑地の配置とネットワークの創出

1. 系統別の配置方針とネットワークの創出

緑の効果・必要性を考えるうえで着眼した環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの要素に基づいて、本市の重要な緑、必要な緑の配置を系統別に検討しました。また、単に不足を補うだけでなく、配置する緑の孤立化を避け、ネットワークを創出することで、さらなる機能向上や多面的利用が期待できます。

(1) 環境保全系統の配置方針

① 三田市を特徴づける自然環境の保全

- ・アカマツ林を中心とする北部里山の保全
- ・農業生産活動を通じた農地の保全
- ・自然植生を保つ社寺林等、文化財的緑の保全
- ・生物多様性の高いため池、湿地の保全

② 緑のつながりによる自然環境の保全・創出

- ・河川と河川緑地の保全・活用
- ・幹線道路の緑化
- ・野生生物の移動空間を意識した緑のつながりの確保

③ 市街地に自然環境を提供するみどりの保全・創出

- ・市街地の背景となる緑地（武庫川山麓ベルトなど）の保全
- ・新市街地周辺の斜面緑地の保全
- ・市街地周辺に残る社寺林等まとまった緑の保全
- ・市街地に貴重な自然環境を提供している武庫川の保全
- ・既成市街地内の街区公園の適正配置

(2) レクリエーション系統の配置方針

① 身近なレクリエーションの場を提供する緑

- ・街区公園等身近な公園の充実と適正配置
- ・里山、農地、ため池での自然学習等の多面的利用

② 広域的なレクリエーションの場を提供する緑

- ・有馬富士公園の整備

- ・人と自然の博物館を中心とする深田公園一帯の活用
- ・永沢寺周辺等市域北部一帯の観光資源となる緑の充実と活用

③歴史・文化とふれあえる緑

- ・自然植生の残る社寺林の保全・活用
- ・天神公園、花山院などの緑豊かな資源の活用

④レクリエーションを支える緑のつながり

- ・武庫川緑水軸の充実と活用
- ・多様な緑をつなぐ高平街道や青野川溪谷の充実と活用
- ・交流拠点間を結ぶ幹線道路の緑化
- ・ハイキングコースやサイクリングロードの整備

(3)防災システムの配置方針

①安全な避難場所、避難路となる緑の創出

- ・災害時の一時避難場所となる身近な公園の適正配置と防災機能強化
- ・城山公園、中央公園の防災拠点機能の強化
- ・幹線道路の防災緑化

②人為災害防止に資する緑地等の配置と緑化推進

- ・平谷川緑地の防災機能強化
- ・市街地内道路の防災緑化
- ・千丈寺湖（青野ダム）周辺の保全

③自然災害発生の恐れのある地域の緑の保全・創出

- ・防災系保安林の適正管理
- ・市街地周辺の樹林地の保全

④多様な防災活動拠点となる緑の充実

- ・武庫川河川緑地の機能強化
- ・有馬富士公園の防災機能強化

(4) 景観システムの配置方針

①三田市の自然景観を特徴づける緑

- ・武庫川沿いの伸びやかな田園風景を創り出す農地の保全・整備
- ・その他支流沿いの農村集落地に伝承されてきた里の風景の保全・創出
- ・人工林の適正な管理
- ・アカマツ林を中心とする北部里山の保全
- ・ため池、湿地などを含む貴重な自然の保全を前提とした活用

②三田市の都市的景観を特徴づける緑




- ・市街地周辺に残る社寺林のまとまった緑の保全・活用
- ・自然を取り込んだ都市公園の整備・活用
- ・市街地の背景となる緑地の保全・整備
- ・新市街地周辺斜面緑地の保全・育成

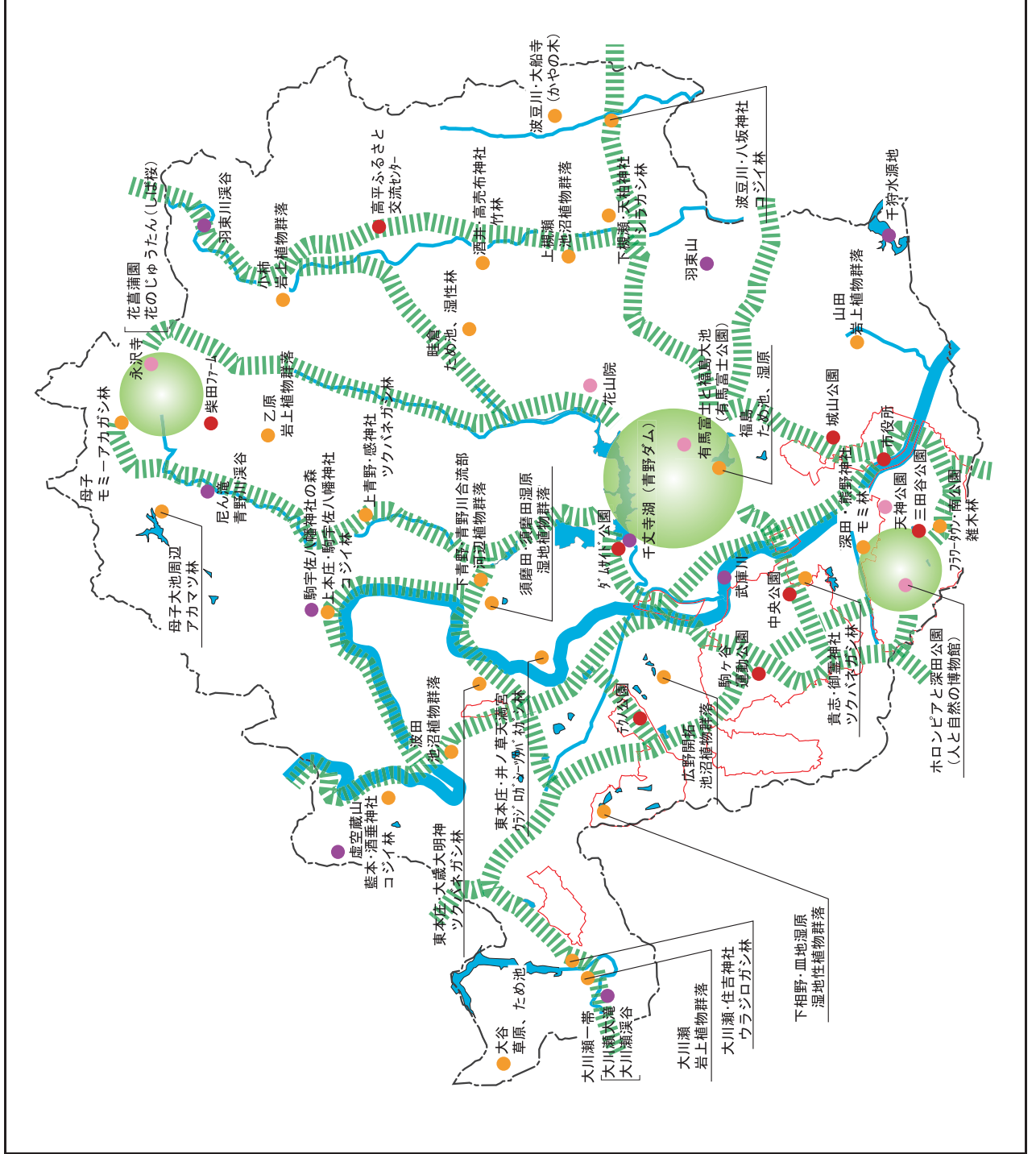
③これからの三田市の景観を支える緑の創出

- ・都市公園の緑の充実
- ・公共施設緑地の整備
- ・幹線道路の緑化
- ・民有地、住宅地の緑の創出

④歴史・文化と一体となる緑

- ・社寺林等の保全
- ・既成市街地の町並みに緑の保全・創出
- ・農村集落地の風景と一体になった緑の保全・創出

凡	例
 緑のネットワーク	 武庫川緑水軸
 緑の交流拠点	 環境系統
 LCA(エージョン)系統	 防災系統
 景観系統	 河川・水面
 市街化区域	 0 1,500 3,000m
 INI	
緑のネットワーク図	



2. 総合配置方針

系統別の配置方針に従い、将来像『グリーンミュージアム・さんだ』の実現に向けた総合的な緑の配置を計画するにあたり、本市の特徴的な地形区分や現況の土地利用の形態を考慮し、次のとおり配置方針を設定します。

(1) 北部の里山景観と点在する重要な緑の保全・活用

- ①里山の保全・活用
- ②三田の歴史を物語る文化財的緑の保全・活用
- ③レクリエーション資源となる緑のネットワーク化

(2) 南部樹林地の生物多様性確保と武庫川緑水軸の保全・活用

- ①生物多様性の高い市街地周辺樹林地の保全
- ②樹林地、農地と一体となり生物多様性を高めるため池、湿地などの保全
- ③谷筋を流れる支流河川と河川沿い農地の保全
- ④武庫川沿いに広がる伸びやかな田園風景の維持
- ⑤武庫川緑水軸の保全・活用と武庫川山麓ベルトの風致の維持

(3) 有馬富士公園・青野ダム周辺の緑の交流拠点としての活用

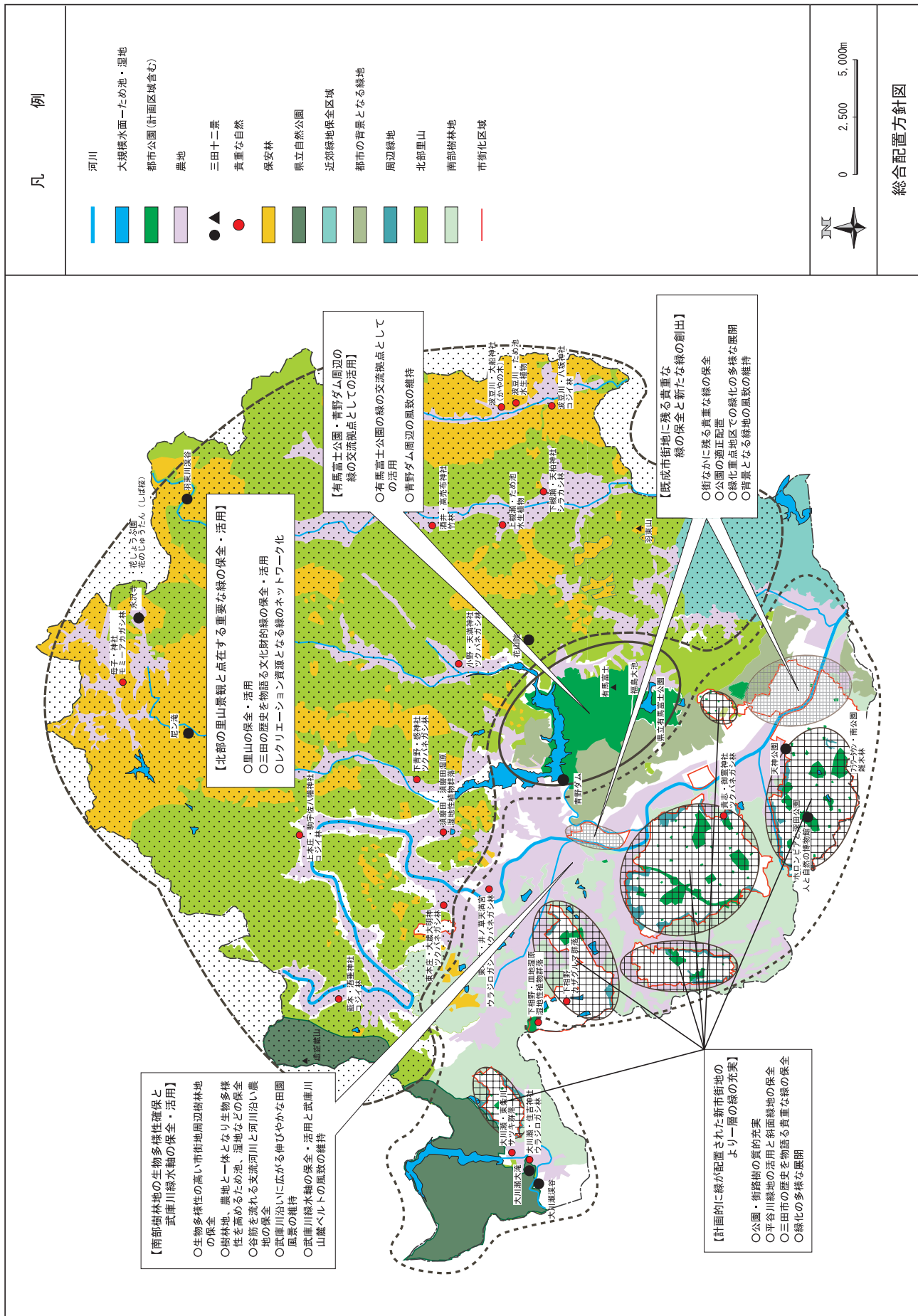
- ①有馬富士公園の緑の交流拠点としての活用
- ②青野ダム周辺の風致の維持

(4) 既成市街地に残る貴重な緑の保全と新たな緑の創出

- ①街なかに残る貴重な緑の保全
- ②公園の適正配置
- ③緑化重点地区^{*}での多様な展開
- ④背景となる緑地の風致の維持

(5) 計画的に緑が配置された新市街地のより一層の緑の充実

- ①公園・街路樹の質的充実
- ②平谷川緑地の活用と斜面緑地の保全
- ③新市街地に残された貴重な緑の保全
- ④緑化の多様な展開



第4章 総合配置方針に基づく施策展開

地域別の施策展開

1. 北部の里山景観と点在する重要な緑の保全・活用

(1) 里山の保全・活用

アカマツ林を主体とする里山は、北部を中心に市域面積の6割以上を占め、古くから薪炭林や松茸山などの生産林として人々との生活と密接に関わってきた歴史的・文化的背景を有し、本市の原風景が偲ばれます。また、水源の涵養や土砂流出の防止、保健休養など公益的機能を果たす役割も大きく、さらに近年では、里山管理の営みが生物および生態系の多様性を支えるうえで重要であることなども知られており、全国各地でボランティア活動による維持・管理が行われるなど、関心が高まっています。

里山の保全・活用については、保全配慮地区[※]（重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区）の設定を検討し、農林、環境等分野横断的な取り組み及び市民参加による取り組みを図ります。（第5章の2参照）

(2) 三田の歴史を物語る文化財的緑の保全・活用

神社周辺の森林が「鎮守の杜」といわれるように、社寺等の境内に残る森は古くから人々の生活に深く関わり、その性格上伐採されることなく、自然の状態が大切に守られてきた森といえます。そのため、境内には自然性の高い照葉樹林が残り、本市の植生の形成過程を物語る貴重な自然であるとともに、生物多様性の面からも重要なものです。

今後、これらについては自然環境や景観維持の観点から、保護地区や保護樹林等の指定を検討するなど保全措置を図ります。

なお現在、市内の社寺林では兵庫県版レッドデータブックにおいて波豆川・八坂神社、駒宇佐八幡神社のコジイ群落、貴志・御霊神社のツクバネガシ群落が指定を受けているほか、大舟寺のカヤが県指定の天然記念物に、また、駒宇佐八幡神社のコジイ林は県自然環境保全地域[※]にも指定されており、一定の保全措置がとられています。

(3) レクリエーション資源となる緑のネットワーク化

市域北部の代表的な観光資源である永沢寺周辺は、市民意識調査の結果においても三田の「緑の象徴」として上位にランクされ、市民の認知度も高い場所となっています。

広域にわたる北部地域では、この永沢寺周辺をはじめ里山整備林や観光農園、文化財的緑等、点在する観光資源の孤立化を避け、グリーンツーリズム[※]やエコツーリズム[※]などの多様化するニーズにも対応できるよう、地域内でネットワークを形成している高平桜街道などを有効に活用しながらより広域的な緑のネットワークの形成に努めます。

2. 南部樹林地の生物多様性確保と武庫川緑水軸の保全・活用

(1) 生物多様性の高い市街地周辺樹林地の保全

本市の市街地周辺の丘陵地に残存する樹林地は、大川瀬・住吉神社のウラジロガシ林、東条川のサツキ群落等の貴重な緑を含め、河川、ため池等の水辺と一体となり、生物多様性の高い緑となっています。このため、保全を前提とした管理・利用方法の検討や親しみをもってもらうための樹林地の命名等について市民参加の方策を図りながら行います。

(2) 樹林地、農地と一体となり生物多様性を高めるため池、湿地などの保全

当地域のため池、湿地等の水辺については、市街地周辺丘陵地の地形形成上の特性と相まってできたものと考えられ、本市の特徴的な分布といえます。また、生物多様性の上でも重要で、貴重種の分布も確認されています。このため、当地域のため池、湿地などは、エリアとして一体的に考え、必要に応じた保全措置を講じるものとします。

①ため池

農業用のため池は、淡路大池等のため池オアシスを参考にし、親水機能[※]のある整備なども検討します。また、動植物の生息環境として水面とともに重要であるため池法面等に関しては、管理の方法について専門家の指導を受けるなどの方策を図ります。

②湿地

下相野(第二テクノパーク内)・皿池湿原、須磨田・須磨田湿原は、本市の貴重な湿地を代表するもので、兵庫県版レッドデータブック等にもとりあげられています。これらは、生物多様性の観点から大変重要な湿地であり、極力人の侵入を禁止するなど保全の手法を検討します。



淡路大池



皿池湿原

(3) 谷筋を流れる支流河川と河川沿い農地の保全

市街地周辺丘陵地の谷間を流れる武庫川の支流河川と河川沿い農地は、樹林地やため池・湿地など一体となり、本市の生物多様性を支えています。

今後は、河川の治水機能の向上を図りつつ水生生物が生息できる河川づくりを目指すとともに、河川沿い農地の保全に努め、必要に応じて市民農園、観光農園の推進、市民参加による農地の維持など関係部局との調整を図りながら横断的な施策展開を推進します。

支流沿いの農地（相野川沿い）



(4) 武庫川沿いに広がる伸びやかな田園風景の維持

武庫川沿いに広がる農地は、武庫川の水辺や周辺の里山と一体となって、伸びやかな田園風景を創り出す重要な要素となっています。この機能を維持するためにもこれらの集合農地の存在を重視し、また、現行施策である市民農園の拡張、観光農園の推進などとも調整を図りながら保全に努めます。

武庫川沿い農地



(5) 武庫川緑水軸の保全・活用と武庫川山麓ベルトの風致の維持

本市を貫流する武庫川は、市街地、田園集落地、農地、里山等、地域によって様々な表情を持ち、本市の大きな特徴のひとつとなっています。特に市街地では貴重な緑環境を提供する要素として多面的利用が考えられ、シビックゾーン構想との連携や、レクリエーション要素としてのサイクリングコース整備、武庫川桜つつみ修景など、本市の緑水軸としての機能強化に努めます。

また、武庫川緑水軸とともにその背景として市街地環境を緩和し、緑豊かな本市を印象づける武庫川山麓ベルトについては、今後の市街地の整備に向けてさらにその重要性が見込まれるため、現地の実情を把握したうえで風致地区[※]や緑地保全地域[※]の指定を検討し、良好な市街地環境形成の具体化を進めます。

3. 有馬富士公園・青野ダム周辺の緑の交流拠点としての活用

(1) 有馬富士公園の緑の交流拠点としての活用

有馬富士公園は区域面積 416.3ha で都市計画決定された広域公園で、平成 13 年 4 月には、このうち約 65.5ha が県立有馬富士公園「出合いのゾーン」として一部供用されました。園内にある自然学習センターでは、季節に合わせた企画展示のほか、自然を活かしたイベントやワークショップ[※]などが開催され、本市にとっては「人と自然の博物館」同様、広域的な緑の交流拠点として機能しています。また、市域のほぼ中央に位置していることから、南北との緑のネットワーク形成のうえでも中心的役割が期待されており、今後は、公園区域内で未整備部分の整備を促進するとともに、ソフト面の整備も進め、緑のみならず、情報、交流の核として機能強化を図ります。

有馬富士公園



青野ダム周辺



(2) 青野ダム周辺の風致の維持

有馬富士公園区域の北部に位置し、青野ダムの設置により誕生した千丈寺湖は、本市の上水道の重要な水源であるとともに、湖面や湖畔での各種レクリエーションにも利用されており、市民意識調査の結果からも有馬富士公園とともに本市の「緑の象徴」として市民意識が高い場所となっています。また、周辺ではヤマセミの営巣地が確認されるなど、多様な生物種の分布も見られます。このような自然的及び社会的重要性から、平成14年には「千丈寺湖の環境を守る条例」が施行され、水源水質の保全と周辺の環境保全に取り組んでおり、今後、緑の側面からも保全を明確に位置付けるため、千丈寺湖北側樹林地での風致地区や緑地保全地域の指定を検討し、より一層の環境維持を図ります。

4. 既成市街地に残る貴重な緑の保全と新たな緑の創出

(1) 街なかに残る貴重な緑の保全

市街化区域内で指定された生産緑地[※]地区や市街地周辺の社寺林は、市街地に安らぎと潤いを与える貴重な緑地といえます。

生産緑地地区は生産緑地法により一定の保全措置が図られており、今後もその緑地機能または公園・緑地等の公共施設用地としての保留地機能が見込まれます。

一方、社寺林は歴史・文化と密接に関わりながらその景観や自然環境を維持してきたものであり、今後も永続的に保全する必要があります。このため、特に市街地周辺の社寺林については特別緑地保全[※]地区の指定なども視野に入れて保全策を検討します。

(2) 公園の適正配置

① 既設公園の充実

既設の都市公園等においては、地域住民のニーズを取り入れながら、市民参加による魅力向上、防災機能の強化、今後の維持・管理など以下のような方策を検討します。

ア. 特徴づくり

既設公園を利用し、地区の花、地区の木を選定するなど、地域の自然的環境との調和に配慮するとともに、安らぎと潤いを与える緑づくりに努めます。また、比較的規模の大きな既設公園では、専門家の指導のもと、ビオトープ[※]の形成なども検討し個々の公園での特徴づくりに努めます。

イ. 既設公園の防災機能の強化

災害時における都市公園の防災機能を強化するため、特に密集市街地に近接する公

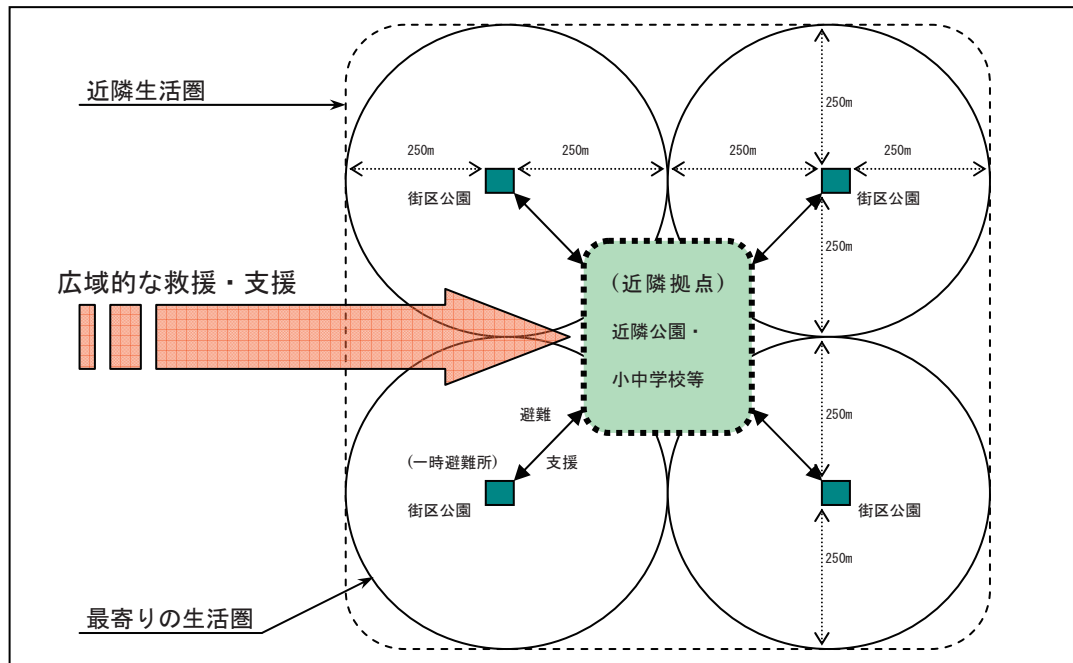
園の外周部では火災の延焼防止に役立つ防火性樹種の植栽なども検討します。

②新たな公園の配置および整備の方針

新たな公園の配置にあたっては、周辺地域の既存公園の設置状況を勘案のうえ、未利用の公有地活用や生産緑地法に基づく生産緑地の買取り制度適用を積極的に検討するとともに、土地区画整理事業などの面的整備事業に併せた公園の確保や公共施設との一体的整備を推進し、緑の少ない既成市街地における新たな緑の拠点としての空間を創出します。

また、計画にあたっては、災害時における一時避難所としての機能も重視し、到達距離や救援・支援のネットワーク形成などを考慮しながら適正な配置を検討します。

災害時のネットワークを想定した公園配置模式図



(3) 緑化重点地区での緑化の多様な展開

本市の緑に関する都市構造を大別すると、

- ①土地利用上、身近な緑が不足している既成市街地
- ②住居の庭木、周辺の里山等身近な緑が豊富な農村集落地
- ③計画的に公園・街路樹等が配置された新市街地

から構成されており、特に既成市街地の緑化が課題となっています。既成市街地で緑化の推進を図るため、緑化重点地区を設定し、重点的な緑化の推進に取り組みます。(第5章の1参照)

(4) 背景となる緑地の風致の維持

市街地の背景となる緑地は、市街地からの景観や魅力ある市街地環境形成に重要な役割が期待でき、また無秩序な市街地の拡大を規制することも含め、都市計画法による地域地区の指定が有効と考えられます。このため、風致地区や緑地保全地域の指定を検討することにより良好な市街地環境形成の具体化を進めます。

武庫川山麓ベルト



寺村・八景周辺の背景



5. 計画的に緑が配置された新市街地のより一層の緑の充実

(1) 公園・街路樹の質的充実

既設の都市公園・街路樹等においては、市民意識調査の結果からもその関心の高さがみられ、地域住民のニーズを的確に把握しながら、地域住民による公園・街路樹づくりの研究会やワークショップの開催、維持管理計画の作成など市民参加による維持・管理の方策を検討し、質的な緑の充実を図ります。

(2) 平谷川緑地の活用と斜面緑地の保全

ウディータウン内で都市緑地として指定されている平谷川緑地は、環境・防災・レクリエーション・景観などすべてにおいて重要な機能を有し、今後は維持・管理を含め積極的な活用が期待されています。

また、新市街地をかたち取るように分布する斜面緑地についても、環境保全・防災等の機能が見込まれ、今後、平谷川緑地と同様に都市緑地の指定などを検討し、保全措置を図ります。

(3) 新市街地に残された貴重な緑の保全

新市街地内に残存する貴重な緑として、フラワータウン・南公園の雑木林、第二テクノパーク・上皿池公園の皿池湿原湿地植物群落があげられ、これらは生物多様性のうえで県内でも特に貴重な自然環境であるとともに、自然を残しながら新市街地開発を進めてきた痕跡でもあります。このため、これらを風致公園として保全的整備を進め、特に皿池湿原の維持管理については立ち入り規制を考慮するなど、自然環境の維持に努めます。

(4) 緑化の多様な展開

① 公共施設

小中学校等の公共施設用地では、敷地内の空地部分に裸地を残すことがないように緑化を徹底するとともに、前面道路に面している境界部分への高木植栽や駐車場緑化を進め、公園に準じる施設系緑地としての機能を持つよう整備を図ります。

② 道路

新市街地内を通る幹線道路（都市計画道路、地区幹線道路等）の道路空間は、広域的な緑のネットワークを構成する一部分として位置付けられ、計画的な緑の配置がなされています。

このため、今後、地域の顔となるような道路においては、地域にふさわしい樹種での植栽帯整備や並木整備等を検討しながら、郷土色豊かな充実した道路緑化の推進に努めます。さらに、沿道の民間用地の活用、住宅地の緑との統一感の創出などを通じて、地域景観と一体的な道路環境を形成するよう整備を図ります。

地域景観と一体的な道路緑化



③住宅地

宅地内では、前庭や駐車場周辺を中心に、一定の基準を設けて、緑化を進めるよう支援制度づくりを検討します。

また、地区ごとに、緑地協定[※]や建築協定、地区計画などの制度を導入して、緑地の確保、植樹、生け垣化などを進めるとともに、庭造りコンテストなど普及・啓発活動の推進を図ります。



④工場等

テクノパークに立地する産業施設の敷地内では、人為災害の防止など良好な周辺環境へ寄与するため、敷地内の緑化を促すとともに、緑化の際、郷土種・郷土個体による工場緑化を推奨します。

これらの施設では、前面道路との境界部分への高木植栽を義務づけるなど、施設の過半を覆い隠すような緑の創出、ビオトープづくりを目指します。

なお、平成14年10月以降、市街化区域内で1,000㎡以上の建物の新規建築には兵庫県条例により一定の屋上緑化等が義務づけられ、建物の緑化が進められています。

⑤駐車場

新市街地内の商業施設に設けられる駐車場は、広大な面の舗装面によって、景観の阻害や都市のヒートアイランド化を助長する要因となることが懸念されることから積極的な緑化が求められています。

このため、駐車場内に出来るだけ緑を充実させ、木陰をつくる高木植栽や、緑化ブロック、透水性舗装[※]などを奨励します。

第5章 重点的な取り組み

1. 緑化重点地区での多様な展開

1. 地区の設定

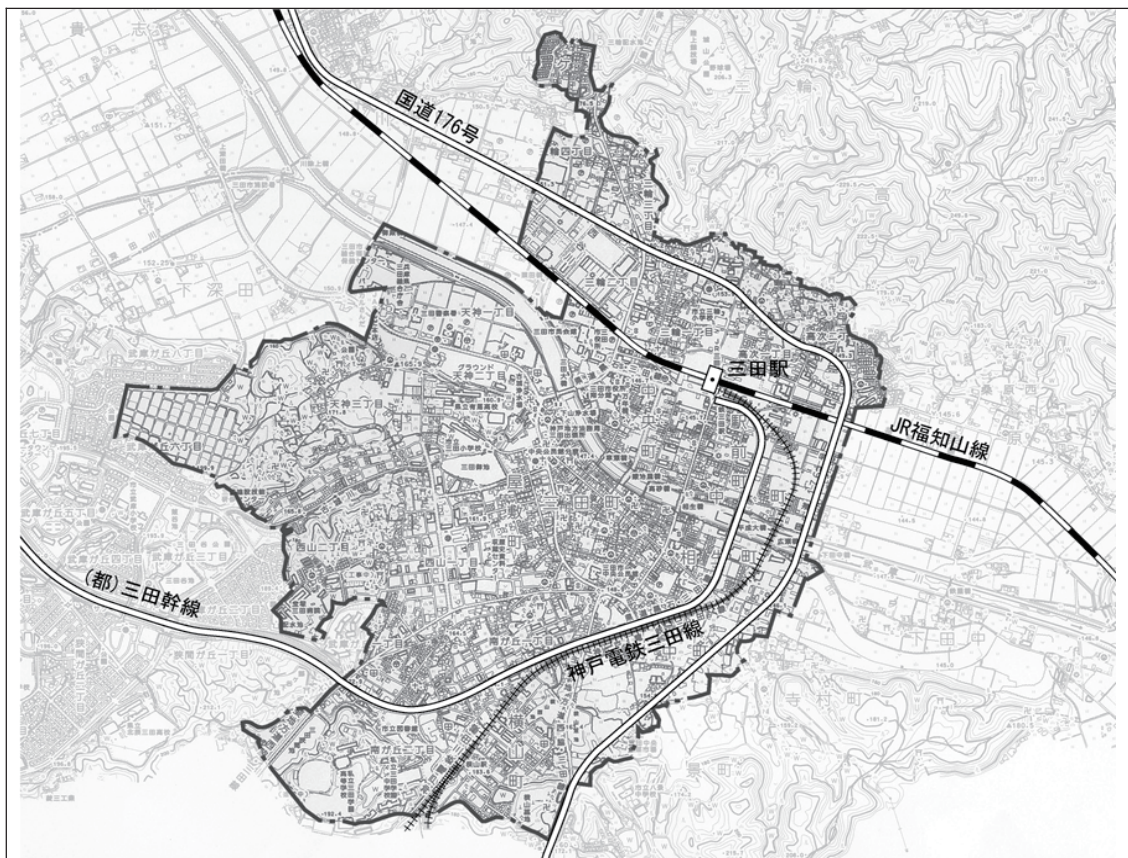
緑の将来像実現にあたっては、市内のあらゆる場所で緑に触れることができるまちづくりを行うことが前提となります。

緑に関する都市構造上の分類から本市の状況を改めて見てみると、計画的に公園・街路樹等が配置された新市街地や周辺に里山など身近な緑が豊富に存在する農村集落地に比べ、商業的な土地利用が優先されてきた既成市街地では明らかに緑が不足しています。

また、身近な緑に関するアンケートの結果からも既成市街地での緑に関する満足度は低く、これらの地域における重点的な緑化が必要と考えられます。

具体的には、市の玄関口であると同時に、各種市街地開発事業やシビックゾーン整備が進められる三田地区及び三輪地区の既成市街地部分（面積約 356ha）を緑化重点地区に設定し、地区内での各事業にあわせた緑化をはじめ、新たな緑の創出を図ります。

緑化重点地区



2. 地区の概況

(1) 土地利用の現況

当地区は、市域南部に位置し、おおむね本市の中心市街地にあたる地区で、三田駅周辺から武庫川を挟んだ地区中心部では主に商業系の用途地域が指定されており、商業施設や住宅が混在する密集市街地となっています。この中心部を囲むように地区東側を三田幹線や国道線等の幹線道路が通り、沿道では主にサービス系の土地利用がされています。また地区西側では市役所をはじめ各種公共公益施設が立地しており、地区南側では主に住宅地として利用されているほか、生産緑地等の農地がわずかに残っています。

(2) 市街地整備等の状況

三田駅の南側では、現在市街地再開発事業が進められています。また、地区西側の武庫川沿いでは公共公益施設等の集積地としてシビックゾーン整備が進められており、それに伴う施設緑化や公園・広場の整備等が構想されています。

その他、地区内では、都市計画により天神、西山、対中町の3箇所で土地区画整理事業が決定されており、このうち事業が完了した西山地区を除き、今後整備が予定されています。

(3) 主な緑地の分布状況

地区内の主な緑地として、天神公園、えのき児童公園、小寺遊園地等の既存の公園をはじめ、西山地区の区画整理事業により新たに配置された公園があげられます。また、三田幹線の街路樹や武庫川堤防の法面緑地も市街地における貴重な緑の存在といえます。

これらの緑地について、同じ市街化区域内で緑化重点地区内外の量的な比較をしてみると、住民一人当たり面積では、地区外で23.4㎡あるのに対して地区内では6.9㎡となっています。

表：緑化重点地区内外の状況比較

(市街化区域内)	重点地区内(17,505人、356ha)		重点地区外(70,280人、1496ha)	
	面積(ha)	一人当たり面積(㎡)	面積(ha)	一人当たり面積(㎡)
都市公園等	2.14	1.2	140.74	20.0
公共施設緑地	9.90	5.7	24.02	3.4
計	12.04	6.9	164.76	23.4

3. 地区の課題

(1) 本市の玄関口として魅力的な緑豊かな地区づくり

当地区は、本市の玄関口である三田駅前には位置するとともに、地区西側のシビックゾーンへのアプローチにもなることから、本市の玄関口として魅力的な花や緑の豊かな地区づくりを行う必要があります。

(2) 公園等の公的な緑地・オープンスペースの確保

当地区は、公的な緑地が不足していることや、防災上のオープンスペースが必要であることから、各種市街地開発事業の実施や都市計画道路等の整備に併せて、公園や街路樹等の緑地の確保を図る必要があります。

(3) 緑の軸としての武庫川の活用

本市の水と緑のネットワーク形成上の重要な軸である武庫川は、とりわけ市街地に囲まれた当地区内においては貴重な自然環境を提供する存在として位置付けられ、今後さまざまな用途への活用を図る必要があります。

(4) 民有地の緑地の保全と緑化の促進

公的な緑が不足しているなか、現状では社寺の境内や住宅等の緑地が地区内の緑を支えており、これらの保全を図る必要があります。また、一部で見られる市民の自発的な緑化の取り組みを地区全体の取り組みとして促進する必要があります。

4. 緑豊かな地区づくりの目標と基本方針

(1) 緑豊かな地区づくりの目標

三田市の「顔」となる緑豊かなまちづくり

(2) 基本方針

① 施設整備による緑の固まりの確保

公園をはじめ、駅前広場や公共施設等の整備に伴い、本市の顔としてふさわしい緑の固まりを確保するとともに、地区内の防災機能にも着目した緑地の適正配置を行います。

②武庫川・街路樹による緑のネットワークの形成

街路樹、武庫川沿いの緑化等により、本市の顔としてふさわしい緑のつながりをつくり、地区内の緑の充実を図ります。

③市民・事業者との協力・連携による緑化の推進

市民・事業者との協力・連携により民有地の緑化を促進することにより、本市の顔としてふさわしい緑豊かなまちづくりの実現を目指します。

5. 計画

(1) 施設整備による緑の固まりの確保

- 既存公園の緑化と防災機能強化、新たな公園の整備
- 公共施設の緑化
- 三田駅前広場の緑化
 - ・シンボルツリーの設置
 - ・植栽、花壇等の設置

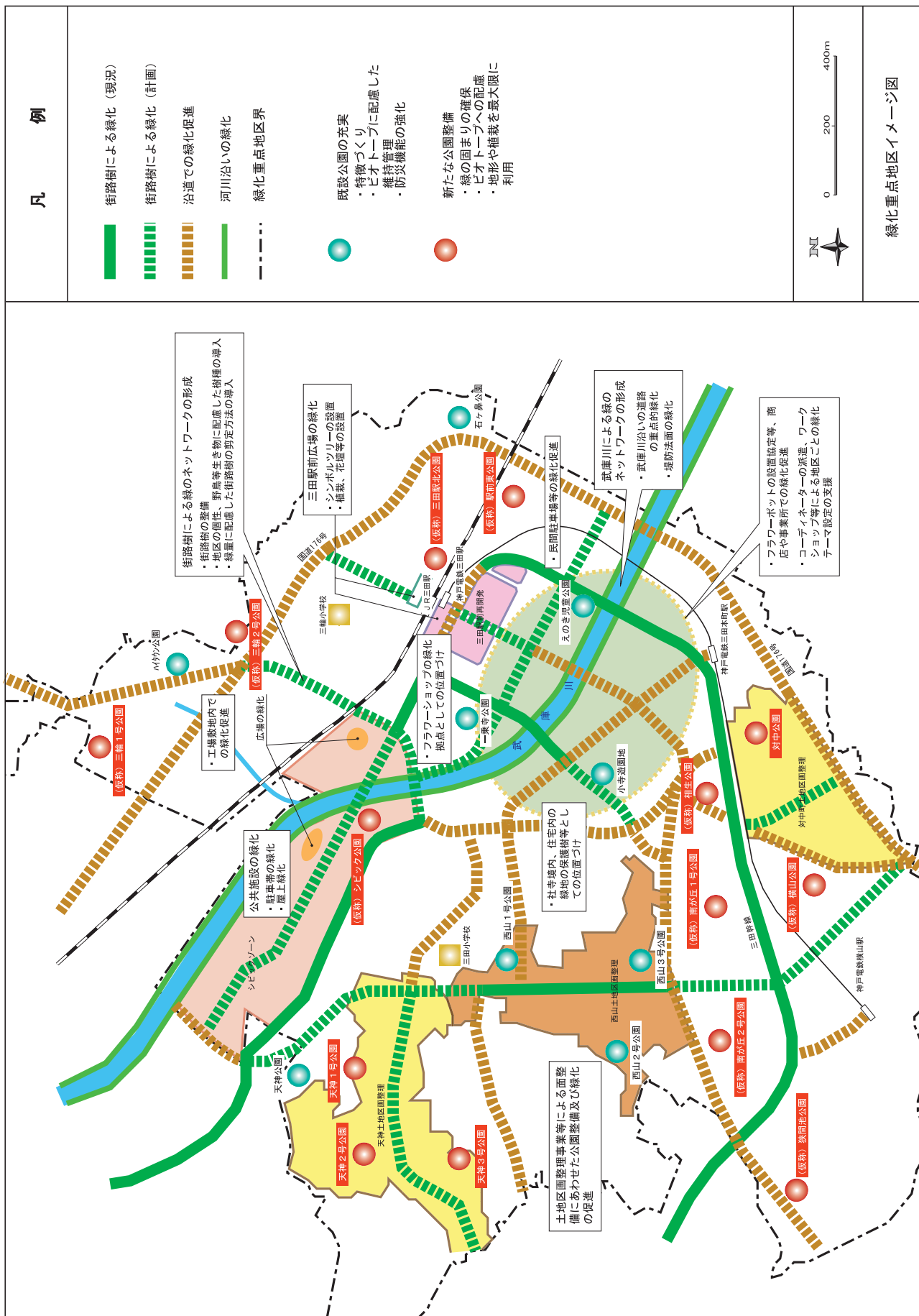
(2) 武庫川・街路樹による緑のネットワークの形成

- 武庫川の活用による緑のネットワークの形成
 - ・武庫川沿い道路の重点的緑化
 - ・堤防法面の緑化
- 街路樹による緑のネットワークの形成
 - ・主要道路での街路樹整備
 - ・本市、地区の個性、野鳥等生き物に配慮した樹種の導入
 - ・緑量に配慮した街路樹の剪定方法の導入

(3) 市民・事業者との協力・連携による緑化の推進

- 市民との協力・連携による緑化の推進
 - ・社寺境内、住宅敷地内の主要樹木の保護樹としての位置づけ

- ・コーディネーター派遣やワークショップ開催等による地区ごとの緑化テーマ設定の支援
- ・緑化テーマに応じた苗や種の配布等による緑化の促進
- 事業者との協力・連携による緑化の推進
 - ・フラワーポットの設置協定等、商店や事業所での緑化促進
 - ・工場敷地や民間駐車場等の緑化
 - ・フラワーショップの緑化拠点としての位置づけ
- 緑化施設整備計画認定制度[※]の活用促進
 - ・認定対象となる敷地面積 1,000 m²以上の建築物での効果的な緑化の促進



凡 例

- 街路樹による緑化 (現況)
- 街路樹による緑化 (計画)
- 沿道での緑化促進
- 河川沿いの緑化
- 緑化重点地区界

- 既存公園の充実
 - ・特徴づくり
 - ・ヒートアップに配慮した維持管理
 - ・防災機能の強化
- 新たな公園整備
 - ・緑の回まりの確保
 - ・ヒートアップへの配慮
 - ・地形や植栽を最大限に利用



緑化重点地区イメージ図

2. 保全配慮地区の設定検討

1. 里山の保全・活用

市域の過半を占める樹林地の保全は本市の骨格的景観や生物多様性を維持するうえで非常に重要です。とりわけ「里山」は、古くから市民の生活と密接に関わり、一定の維持・管理がなされてきた樹林地として農村集落とともに三田の特徴的な里の風景を形成している貴重な緑といえます。

本来、里山は薪炭需要などの経済的価値に支えられて適切な維持・管理が続けられてきましたが、経済的価値の低下した現在では放置され遷移が進行しつつあります。

このため、現存する里山や再生可能な里山を対象に、保全配慮地区（重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区）の設定を検討し、レクリエーションや環境教育などへの活用による新たな維持・管理の方策を図ります。

ただし、地区の設定については、地形的条件、所有形態等で現在も継続的に管理されている里山、放置され遷移が進行している里山など様々な形態を有することから、今後の里山の保全・活用を図る上でも、まずは里山の分類が必要であり、本計画においては具体的な区域の設定は行わず、分類方法の検討と保全配慮地区計画案を示し、今後の三田における里山保全の重点的な取り組みについて明確に位置付けるものとします。

炭焼き窯



高平・ナナマツの森



なお、市内での里山保全・再生に向けた取り組み事例として、「ひょうご豊かな森づくりプラン」によるナナマツの森や観福の森の里山林整備事業が高平地区で実施されたほか、平成16年には、環境省が実施する「里地里山保全再生モデル事業」の対象地として本市を中心とした兵庫県南部地域が選定され、国内でも先進的な里地里山の保全再生の取り組みが進められています。

2. 里山の分類方法の検討

(1) 里山そのものの分類

放置され遷移が進行している里山、現在も生産林として一定の管理が継続的に行われており本市特有の景観を保っている里山など、専門家の協力を得ながら植生調査などによる里山そのものの分類を進めます。

(2) 里山の所有形態による里山管理の形態分類

公共管理地における里山、民有地における里山など、里山の所有形態による分類を進めます。

3. 保全配慮地区計画案

(1) 地区の設定

調査・分類に基づく三田の里山の現状を把握したのち、保全配慮地区を設定し、市独自の里山林整備事業など実験的試みを検討していきます。

対象地区例としては、

- ・ 貴重な動植物の生息地となっている里山
- ・ 里の風景の背景として景観上重要な里山
- ・ 里山として再生可能な市所有の森林

等が考えられます。

(2) 目標の設定

21世紀の里山像を象徴する「さんだの森」の創造

(3) 里山林整備の基本方針

分類された里山林について、本市の植生等を活かしたモデル的な「さんだの森」への誘導を進めます。

①本市の骨格的景観を形成する里山の創出

弱度の抜き取り、枝打ち、下草刈り等を行い、本市の特徴であるアカマツ林を主として景観・風景の維持形成を図ります。

②生物多様性の維持

現存している環境を保全すべき森林では、可能な限り現状の維持を図るとともに、野生動植物の生息環境維持と多様性を確保するため、周辺の農地や水辺等との一体的な保全方策を検討します。

③環境教育、レクリエーション利用の増進

市所有の森林等を利用し、林床整備、除間伐、遊歩道の整備、便益施設の設置などを行い、市民が公園を利用するような自由な発想で入り込み、環境教育やレクリエーションに活用することができる森林空間の整備を検討します。

(4) 里山管理の基本方針

本市の里山を考えていく上では、整備だけでなく、維持・管理方策を定めることが不可欠です。

経済的価値に伴う維持・管理に多くを期待できない今日の状況を考えた場合、例えば、緑としての機能上の重要度に応じ次のように考えることもできます。

表 緑の機能上の重要度に応じた里山の扱い方針例

相対的 重要度	里山の扱い	対象
高い ↑ ↓ 低い	公的維持・管理	・緑の交流拠点として広く市民が利用する里山 ・特に貴重な動植物が存在する里山 等
	市民・事業者 参加型維持・管理	・人里に隣接し主に地域住民が利用する里山 ・地域の景観形成上重要な里山 等
	放置 →常緑樹林等へ遷移	・その他の樹林地

①公的維持・管理

本市の里山で地域制緑地に指定されていない特に重要な場所については、維持・管理体制の初期整備を公的に行った後、市民・事業者参加型を組み合わせることも念頭に置きながら、負担を軽減するために高林管理（30年以上周期で伐採）を導入するなどが考えられます。

なお、近郊緑地保全区域、保安林、砂防指定区域、急傾斜崩壊危険指定区域の地域制緑地指定区域に関しては、立木の採取の方法や伐採の制限、植栽等の要件を定め、自然環境の適正な保全・整備に努めることとします。

※高林管理：レクリエーション利用や景観性の観点から主張されている方法。この管理方法は、大きく成長したクヌギ、コナラなどをそのまま放置し高林としての林観を維持しながら、林内の整備を中心に管理を行う。

②市民・事業者参加型維持・管理

ア. 市民・事業者の参加による里山の維持・管理

- ・市独自の仕組みづくりの検討
- ・貴重種保護等目的提示型募集
- ・自然観察会等ふれあいメニュー
- ・季節祭り等地区住民との交流メニュー 等

イ. 里山オーナー制度

- ・年ごとの借地方式
市民農園、クライנגアルテン[※]、棚田オーナー制度等を参考
- ・季節祭り等地区住民との交流メニュー 等

ウ. 市民自発型里山管理の支援

- ・里山管理地のあっせんシステムづくり
- ・「緑の名人」の派遣 等

エ. その他の取り組み例

- ・市民参加による「里山50選」の選定
- ・里山の名付け（〇〇の森など） 等



市民参加による里山管理

③新たな経済的価値の創出に伴う維持・管理の検討

既に市内の「ナナマツの森」でも木炭の商品化や野外活動センターへの燃料としての供給例があるように、低林管理により伐採した雑木について、他にも下記のような率先利用を行うことにより、経済的価値創出の可能性を検討します。

※低林管理：ある種理想化された管理方法で、従来の薪炭林施業の方法をいう。この管理方法は、8年～10年周期（近畿圏北摂地域の場合。一般的には15年～30年の間で様々）で一定面積を皆伐していくため、高木層はそれほどの高さにはならない。

率先利用例

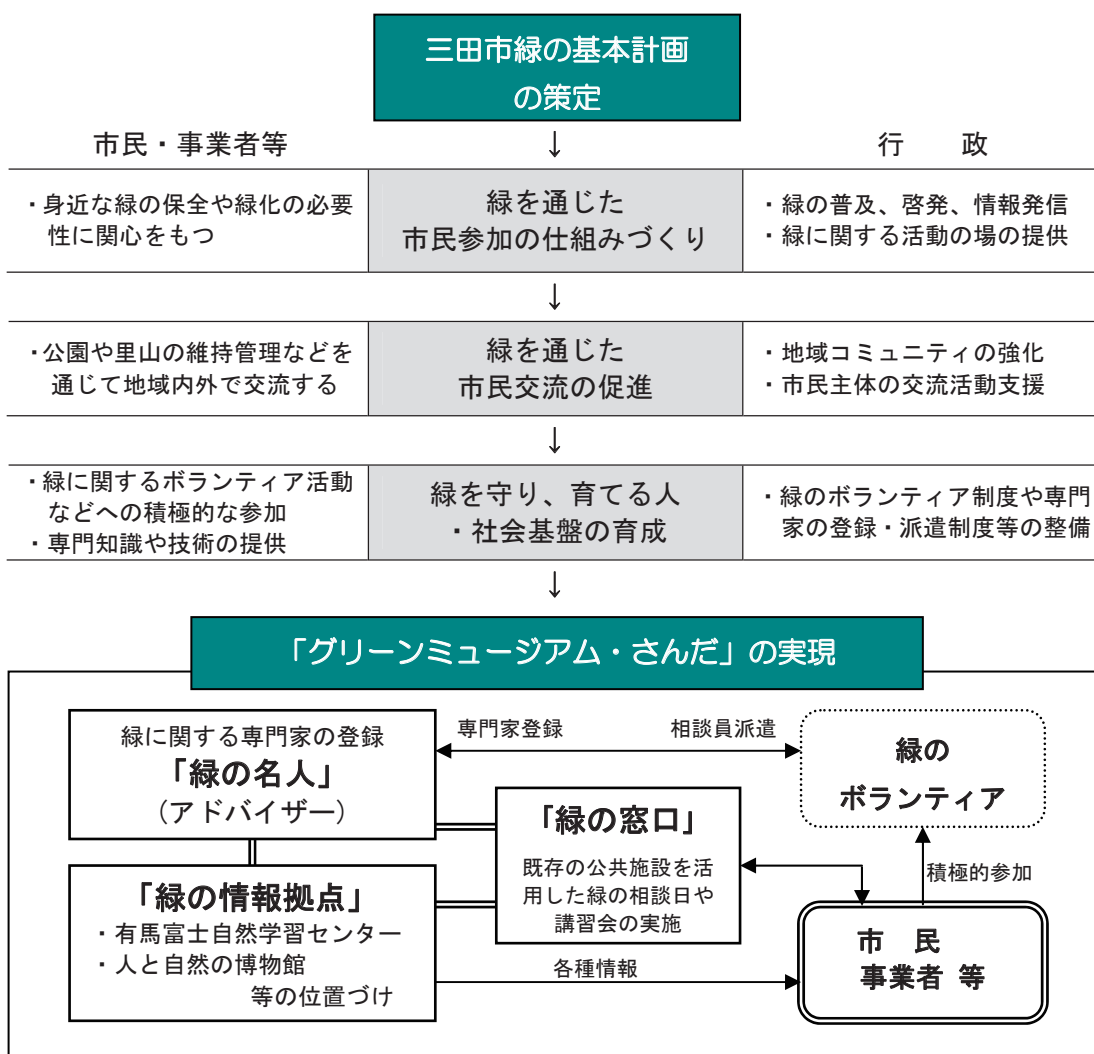
- ア. 公共事業における市内産雑木の優先利用
 - ・木杭、木柵、看板、散策路用チップ 等
- イ. 炭
 - ・地鶏とセットで市内炭火焼料理屋において率先利用
 - ・ゴルフ場における、農薬吸収材として利用
 - ・木酢 等
- ウ. 薪
 - ・三田焼→窯→薪使用
 - ・ホテル等の暖炉への供給 等
- エ. 雑木を利用した木工製品
 - ・木工アート等室内装飾品 等
- オ. シイタケのほだ木

第6章 将来像の実現に向けて

1. 協働による緑のまちづくりの推進

本市は、既成市街地、新市街地、農村集落地等の地域特性が明解であり、また、急激な人口増加を背景に、これら様々な地区内・間の市民の交流を促進することが市政上の重要な課題となっています。こうしたなかで、市民の間に「花」や「緑」という共通の話題を提供することによって、地区の個性を高めるとともに、市民の交流を促進することが有効と考えられます。

既に市内でも緑にまつわるボランティア団体等の自発的な取り組みが見られ、また、企業においては地域社会の一員としての企業市民活動に対する意識も高まっています。今後は、これらを手本とした幅広い取り組みが、市民や事業者、行政が協力して進められるような体系づくりを目指します。



1. 緑を通じた市民参加の仕組みづくり

(1) 市民参加のきっかけづくり

現在、様々な分野において懇談会やワークショップ等が行われており、市民の積極的な参加のもとで協働によるまちづくりが進められています。

緑を通じた分野においても個人単位での参加から地域ぐるみでの取り組みまで、幅広い市民参加の機会づくりを目指し、まず、普及・啓発を目的に以下のような検討を行います。

- 緑化教室等の開催による緑の普及・育成・啓発
- 緑化に関する行政と市民相互の情報交換手段となるホームページの開設等、インターネットの積極的な活用
- ふるさと意識醸成や市民の共通認識強化を目的とした市民による「三田の風景50選」「三田の里山50選」の選定、「ふるさと樹木リスト」の作成等
- 既存の環境・緑化関係団体、緑化や自然保護、環境教育に関心の高い市民ボランティア団体及び市内の老人クラブ等の自然の緑や緑化に関する活動紹介、情報発信
- 公園、街路樹等の整備及び管理、里山、棚田の保全、地域の緑化運動等全般にわたる計画段階からの地域住民の参加機会の充実

(2) 市民参加の場づくり

現在、緑に関する市民参加の場として、里山整備林でのボランティアによる里山の維持・管理や市内グリーンポイントの維持・管理等が行われています。今後、このような取り組みがより広域で展開できるよう、新たな場づくりや活動を支援する場づくりを目指し以下のような検討を行います。

- まちづくり活動と連動して地域で取り組む緑化及び緑の保全の場の創出
- 花や緑に関わるイベント等の開催によるふれあいの場の創出
- 緑との関わりが深い既存施設の「緑の情報拠点」としての位置づけ
- 「緑の窓口」として、公共施設等を活用した緑に関する相談日や講習会等の実施
- 市民、事業者、NPO[※]等が主体となって進める「緑のまちづくりセンター（仮称）」等市民の自発的な取り組みの拠点となる場づくりの支援策検討

2. 緑を通じた市民交流の促進

(1) 市街地内の緑を通じた市民交流

公園、街路樹などでは地域主体による花や樹木の維持・管理を積極的に呼びかけ、花や緑を通じた地域コミュニティの育成・強化を図ります。

(2) 都市部と農村部の交流

①遊休地を利用した交流

休耕田や減反部分を活用した農業体験メニューの提供を支援し、また市民によるピオトープづくりなども検討し、都市部と農村部の交流を促進します。また、農業関連イベントで市民が土や緑にふれあえる場の提供に努めます。

②里山を利用した交流

里山管理の仕組みづくりとして、貴重種保護等目的型の募集、自然観察会等のふれあいメニュー、季節まつり等地区住民との交流メニューの企画、里山オーナー制度、里山管理幹旋システムづくりなど、市民による里山管理を支援します。

3. 緑を守り、育てる人・社会基盤の育成

(1) 緑を守り、育てる人づくり

①緑の名人づくり

市民の自発的な取り組みの中心となる緑のボランティア制度等の創設を検討し、緑のまちづくりを持続可能なものとするため、緑の名人づくりを推進します。

※（仮称）緑のボランティア制度：里山の下草刈りや、公園の花壇への水やり等、緑を育て、守るボランティア活動の担い手を募り、登録してもらう。登録者には里山管理の講習を受けてもらう等、人材育成も行っていく。

②専門家との協働、連携

緑化運動等市民の自発的な取り組みを促進するため、ワークショップのコーディネーターや緑に関する専門家の派遣等人的支援の仕組みづくりを図ります。

また、まちの花屋さん、樹医、林業、造園、木工、炭焼き等緑に関する深い見識とノウハウを経験的に有している人材の「さんだ緑の名人（仮称）」としての登録（人材バンク）、派遣制度の創設を検討します。

(2) 緑を守り、育てる基盤づくり

- 既存の緑化団体や自然保護ボランティア団体への支援体制強化
- 市民緑地制度[※]の活用
- 公園、街路樹等の管理におけるアドプト・プログラム[※]の試み
- 緑化意識を高め、交流を促進する事業やイベントの実施・継続
 - ・10万本植樹苗木育成事業
 - ・地域緑化推進事業
 - ・まちなか花ざかり事業
 - ・まちなみガーデンショー、オープンガーデン
 - ・季節ごとの花や緑の展示(菊花展など) 等

【市内での緑を通じた市民活動団体・取り組み事例】

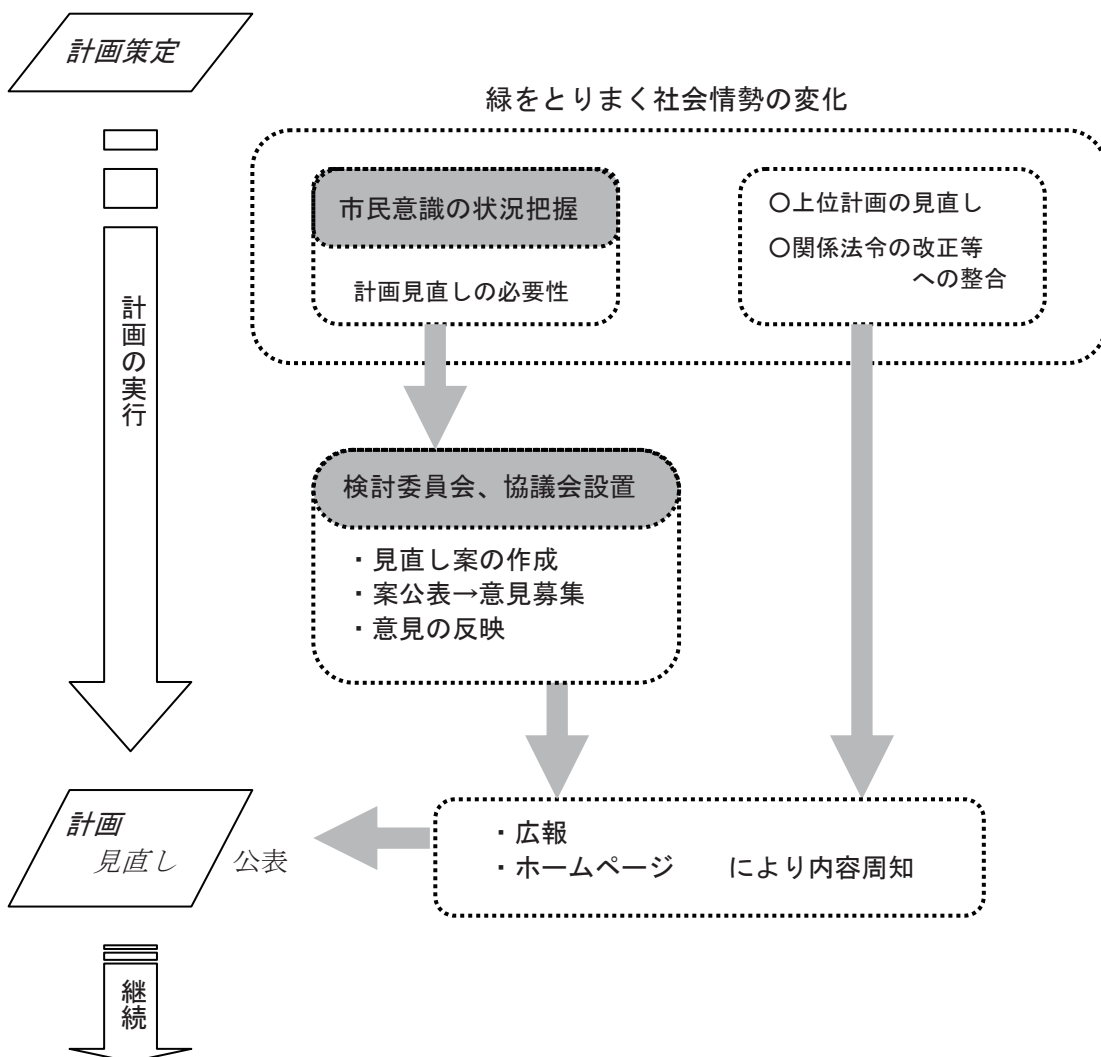
三田市ホームページの市民活動組織・グループ紹介コーナーに掲載された環境の保全に関する組織から、花や緑をテーマに活動している組織の一部を抜粋しています。(平成17年2月現在)

活動組織名	活動内容
緑の環境クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・里山管理 ・自然観察 ・三田市内16ヶ所酸性雨定点観測(毎月) ・環境教育(例、総合学習参画) ・環境学習セミナー ・環境保全啓発イベント
三田・花と緑のネットワーク	<p>庭を愛する個人の熱意と情報を組織化し、花と緑を通じて個人から公の領域へと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の庭を一般に開放するオープンガーデンの実施 ・公共の場を花と緑で飾る活動 ・園芸講習会の開催、市主催園芸講習会への講師派遣 ・各種団体との交流と先進地視察研修会の開催 等
三田里山どんぐりくらぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全・地域とのコミュニティーを通じて活性化を行う ・自然観察会等を通じて環境を学ぶ

2. 計画の見直し方針

20年間の計画期間内において、緑をとりまく社会情勢の変化や上位計画の見直しなど、本計画の内容に大きく影響を与える変化があった場合には、それらに対応すべく適宜計画の見直しを行う必要があります。

関係法令や上位計画の変更に伴い見直しが必要となった場合には、その内容を変更し公表するものとします。また、計画の根本に関わる方針や重点施策などの内容の変更に關しては、必要に応じて検討委員会や協議会の設置により見直し案を作成し、案の公表及び意見募集を経て計画を見直すものとします。



參考資料

緑地確保目標値の設定根拠

【第2章「3. 計画フレーム及び目標値の設定」について】

緑地の確保目標水準については、「緑の政策大綱」（平成6年7月建設省）、及び都市計画中央審議会答申（平成7年7月）等を踏まえて、将来市街地面積の3割以上の確保を目標とすることが望ましいとされているが、本市においては施設緑地、地域制緑地の計によって確保できる緑地は、将来市街地面積の約20%と見込まれている。

ただし、本市の市街地には武庫川山麓ベルト等の周辺緑地が隣接しており、これらの周辺緑地を風致地区や緑地保全地域の指定によって永続性を確保し、下記の計算式の通り、周辺緑地を含めた緑地の確保目標水準を設定した。

緑地確保目標量

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に隣接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に隣接した周辺地域の緑地面積}} \\ &= \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{風致地区又は緑地保全地域}}{\text{将来市街地面積} + \text{風致地区又は緑地保全地域}} \\ &= \frac{378.36\text{ha} + (147.00\text{ ha} + 41.00\text{ ha} + 374.00\text{ ha}/3)}{1,912\text{ ha} + (147.00\text{ ha} + 41.00\text{ ha} + 374.00\text{ ha}/3)} \\ &= \frac{378.36\text{ha} + 312.67\text{ ha}}{1,912\text{ ha} + 312.67\text{ ha}} \\ &= \frac{690.59\text{ ha}}{2,224.67\text{ ha}} \\ &= \text{約} 31.1\% \end{aligned}$$

※周辺緑地としてカウントする風致地区又は緑地保全地域の面積は、『三田駅北部全域＋八景・寺村地区全域＋北摂三田ニュータウン北東部の約3分1の範囲』とする。

施設緑地(公園)の整備目標個別調書

1/4

図面番号	名 称	目標	現況 H15.3	増加予定	整備目標		都市計画 決定面積	備考(都市公園名称)
					市街化区 域	市街化調 整区域		
街 - 1	武庫二児童公園	0.25	0.25	0.00	0.25			武庫二児童公園
街 - 2	ひまわり児童公園	0.25	0.25	0.00	0.25			ひまわり児童公園
街 - 3	武庫が丘6丁目児童公園	0.22	0.22	0.00	0.22			武庫が丘6丁目児童公園
街 - 4	さつき公園	0.48	0.48	0.00	0.48			さつき公園
街 - 5	富士が丘1丁目児童公園	0.25	0.25	0.00	0.25			富士が丘1丁目児童公園
街 - 6	富士が丘3丁目児童公園	0.25	0.25	0.00	0.25			富士が丘3丁目児童公園
街 - 7	富士が丘6丁目児童公園	0.27	0.27	0.00	0.27			富士が丘6丁目児童公園
街 - 8	狭間が丘2丁目児童公園	0.94	0.94	0.00	0.94			狭間が丘2丁目児童公園
街 - 9	狭間が丘3丁目児童公園	0.32	0.32	0.00	0.32			狭間が丘3丁目児童公園
街 - 10	狭間が丘4丁目児童公園	0.24	0.24	0.00	0.24			狭間が丘4丁目児童公園
街 - 11	弥生が丘2丁目児童公園	0.25	0.25	0.00	0.25			弥生が丘2丁目児童公園
街 - 12	弥生が丘3丁目児童公園	0.28	0.28	0.00	0.28			弥生が丘3丁目児童公園
街 - 13	弥生が丘4丁目児童公園	0.32	0.32	0.00	0.32			弥生が丘4丁目児童公園
街 - 14	学園6丁目児童公園	0.18	0.18	0.00	0.18			学園6丁目児童公園
街 - 15	学園7丁目児童公園	0.14	0.00	0.14	0.14			
街 - 16	学園8丁目児童公園	0.18	0.18	0.00	0.18			学園8丁目児童公園
街 - 17	ギンنانの丘公園	0.25	0.25	0.00	0.25			ギンنانの丘公園
街 - 18	サクラの園公園	0.25	0.25	0.00	0.25			サクラの園公園
街 - 19	シイの実公園	0.35	0.00	0.35	0.35			
街 - 20	ザクロの丘公園	0.20	0.20	0.00	0.20			ザクロの丘公園
街 - 21	カシの木公園	0.25	0.25	0.00	0.25			カシの木公園
街 - 22	コブシの花公園	0.25	0.25	0.00	0.25			コブシの花公園
街 - 23	キンモクセイの花公園	0.22	0.22	0.00	0.22			キンモクセイの花公園
街 - 24	クスの木公園	0.25	0.25	0.00	0.25			クスの木公園
街 - 25	エゴの木公園	0.25	0.25	0.00	0.25			エゴの木公園
街 - 26	アスナロの丘公園	0.25	0.25	0.00	0.25			アスナロの丘公園
街 - 27	名称未定公園(けやき台)	0.30	0.00	0.30	0.30			
街 - 28	ツバキの花公園	0.22	0.22	0.00	0.22			ツバキの花公園
街 - 29	ドンダリの山公園	0.46	0.46	0.00	0.46			ドンダリの山公園
街 - 30	ミカンの花公園	0.23	0.23	0.00	0.23			ミカンの花公園
街 - 31	ゆりのき台下内神公園	0.25	0.25	0.00	0.25			ゆりのき台下内神公園
街 - 32	ポダイジュの丘公園	0.25	0.25	0.00	0.25			ポダイジュの丘公園
街 - 33	モミジの山公園	0.21	0.21	0.00	0.21			モミジの山公園
街 - 34	アンズの花公園	0.25	0.25	0.00	0.25			アンズの花公園
街 - 35	リンゴの花公園	0.27	0.00	0.27	0.27			
街 - 36	クリの木公園	0.31	0.31	0.00	0.31			クリの木公園
街 - 37	友が丘公園	0.26	0.26	0.00	0.26	0.26		友が丘公園
街 - 38	友が丘けやき公園	0.56	0.56	0.00	0.56	0.56		友が丘けやき公園
街 - 39	友が丘くろまつ公園	0.28	0.28	0.00	0.28	0.28		くろまつ公園
街 - 40	かしの木公園	0.07	0.07	0.00	0.07			かしの木公園
街 - 41	さくら公園	0.06	0.06	0.00	0.06			さくら公園
街 - 42	(*)もちの木公園	0.10	0.10	0.00	0.10			もちの木公園
街 - 43	いちょう公園	0.05	0.05	0.00	0.05			いちょう公園
街 - 44	もみじ公園	0.06	0.06	0.00	0.06			もみじ公園
街 - 45	こぶし公園	0.05	0.05	0.00	0.05			こぶし公園
街 - 46	くすの木公園	0.05	0.05	0.00	0.05			くすの木公園
街 - 47	ひのき公園	0.05	0.05	0.00	0.05			ひのき公園
街 - 48	すぎの木公園	0.14	0.14	0.00	0.14			すぎの木公園
街 - 49	つつじが丘南1号公園	0.16	0.16	0.00	0.16	0.16		つつじが丘南1丁目1号公園
街 - 50	つつじが丘南2号公園	0.16	0.16	0.00	0.16	0.16		つつじが丘南1丁目2号公園
街 - 51	つつじが丘南3号公園	0.10	0.10	0.00	0.10	0.10		つつじが丘南2丁目公園
街 - 52	つつじが丘南4号公園	0.10	0.10	0.00	0.10	0.10		つつじが丘南3丁目公園
街 - 53	つつじが丘南5号公園	0.50	0.50	0.00	0.50	0.50		つつじが丘南4丁目公園
街 - 54	つつじが丘北1号公園	0.19	0.19	0.00	0.19	0.19		つつじが丘北1丁目公園
街 - 55	つつじが丘北2号公園	0.19	0.19	0.00	0.19	0.19		つつじが丘北2丁目公園

図面番号	名 称	目 標	現 況 H15.3	増加予定	整備目標		都市計画 決定面積	備考(都市公園名称)
					市街化区 域	市街化調 整区域		
街 - 56	つつじが丘北3号公園	0.15	0.15	0.00	0.15		0.15	つつじが丘北4丁目公園
街 - 57	つつじが丘北3丁目公園	0.10	0.10	0.00	0.10			つつじヶ丘北3丁目公園
街 - 58	えのき児童公園	0.14	0.14	0.00	0.14		0.14	えのき児童公園
街 - 59	あけぼの公園	0.30	0.30	0.00		0.30	0.30	あけぼの公園
街 - 60	対中公園	0.36	0.00	0.36	0.36		0.36	
街 - 61	西山1号公園	0.13	0.13	0.00	0.13		0.13	御池南公園
街 - 62	西山2号公園	0.20	0.20	0.00	0.20		0.20	上新田公園
街 - 63	西山3号公園	0.18	0.18	0.00	0.18		0.18	芳ノ塚公園
街 - 64	天神1号公園	0.20	0.00	0.20	0.20		0.20	
街 - 65	天神2号公園	0.25	0.00	0.25	0.25		0.25	
街 - 66	天神3号公園	0.26	0.11	0.15	0.26		0.26	古城公園(0.11)含む
街 - 67	(仮)相生公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 68	(仮)狭間池公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 69	(仮)南が丘1号公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 70	(仮)南が丘2号公園	0.15	0.00	0.15	0.15			
街 - 71	(仮)三輪1号公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 72	(仮)三輪2号公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 73	(仮)シビック公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 74	(仮)三田駅北公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 75	(仮)駅前東公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 76	(仮)上井沢南公園	0.25	0.00	0.25	0.25			
街 - 77	上井沢ふじお公園	0.25	0.25	0.00	0.25			上井沢ふじお公園
街 - 78	上井沢緑住公園	0.05	0.05	0.00	0.05			上井沢緑住公園
街 - 79	一乗寺公園	0.04	0.04	0.00	0.04			一乗寺公園
街 - 80	奥池公園	0.25	0.25	0.00		0.25		奥池公園
街 - 81	やまびこ公園	0.04	0.04	0.00		0.04		やまびこ公園
街 - 82	北浦いちょう公園	0.10	0.10	0.00		0.10		北浦いちょう公園
街 - 83	東山なかよし公園	0.21	0.21	0.00		0.21		東山なかよし公園
街 - 84	あすなろ公園	0.11	0.11	0.00		0.11		あすなろ公園
街 - 85	末野公園	0.99	0.99	0.00		0.99		末野公園
街 - 86	末西公園	0.43	0.43	0.00		0.43		末西公園
街 - 87	末東公園	0.60	0.60	0.00		0.60		末東公園
街 - 88	尼寺公園	0.30	0.30	0.00		0.30		尼寺公園
街 - 89	求め塚公園	0.17	0.17	0.00		0.17		求め塚公園
街 - 90	松谷公園	0.15	0.15	0.00		0.15		松谷公園
街 - 91	岡ノ谷公園	0.63	0.63	0.00		0.63		岡ノ谷公園
街 - 92	下黒川第1公園	0.06	0.06	0.00		0.06		下黒川第1公園
街 - 93	下黒川第2公園	0.12	0.12	0.00		0.12		下黒川第2公園
街 - 94	下新田公園	0.09	0.09	0.00		0.09		下新田公園
街 - 95	加茂山第1公園	0.43	0.43	0.00		0.43		加茂山第1公園
街 - 96	加茂山第2公園	0.58	0.58	0.00		0.58		加茂山第2公園
街 - 97	加茂山第3公園	0.49	0.49	0.00		0.49		加茂山第3公園
街 - 98	加茂山第4公園	0.59	0.59	0.00		0.59		加茂山第4公園
街 - 99	鈴鹿なかよし公園	0.16	0.16	0.00		0.16		鈴鹿なかよし公園
街 - 100	西相野児童公園	0.25	0.25	0.00		0.25		西相野児童公園
街 - 101	奥山公園	0.98	0.98	0.00		0.98		奥山公園
街 - 102	羽東スポーツ公園	0.63	0.63	0.00		0.63		羽東スポーツ公園
街 - 103	(*)古城公園	0.11	0.11	0.00	0.11			古城公園
街 - 104	大門公園	0.01	0.01	0.00		0.01		大門公園
街 - 105	上畑公園	0.02	0.02	0.00	0.02			上畑公園
街 - 106	虫尾公園	0.04	0.04	0.00		0.04		虫尾公園
街 - 107	芥子山公園	0.03	0.03	0.00		0.03		芥子山公園
街 - 108	石ヶ鼻公園	0.03	0.03	0.00	0.03			石ヶ鼻公園
街 - 109	リッパ公園	0.01	0.01	0.00	0.01			リッパ公園
街 - 110	三輪希望ヶ丘公園	0.03	0.03	0.00		0.03		三輪希望ヶ丘公園

図面番号	名 称	目 標	現況 H15.3	増加予定	整備目標		都市計画 決定面積	備考(都市公園名称)
					市街化区 域	市街化調 整区域		
街 - 111	加茂井公園	0.02	0.02	0.00	0.02			加茂井公園
街 - 112	ハイタウン公園	0.02	0.02	0.00	0.02			ハイタウン公園
街 - 113	バードタウン公園	0.10	0.10	0.00	0.10			バードタウン公園
街 - 114	グリーンピース公園	0.02	0.02	0.00		0.02		グリーンピース公園
街 - 115	桜ヶ丘公園	0.03	0.03	0.00		0.03		桜ヶ丘公園
街 - 116	幡尻公園	0.25	0.25	0.00		0.25		幡尻公園
街 - 117	杉ヶ丘街区公園	0.05	0.05	0.00		0.05		杉ヶ丘街区公園
	街区公園合計(117)	27.15	22.73	4.42	18.03	9.12		※もちのき公園(0.1)と古城公園(0.11)は他の公園と重複している為差し引いている。
近 - 1	車池公園	2.60	2.60	0.00	2.60		2.60	車池公園
近 - 2	小屋ヶ谷公園	2.80	2.80	0.00	2.80		2.80	小屋ヶ谷公園
近 - 3	北撰16号公園	4.40	4.40	0.00	4.40		4.40	学園西公園
近 - 4	北撰11号公園	2.30	2.30	0.00	2.30		2.30	ゆりのき台公園
近 - 5	北撰12号公園	7.00	0.00	7.00	7.00		7.00	
近 - 6	北撰13号公園	2.90	2.90	0.00	2.90		2.90	すずかけ台公園
近 - 7	北撰14号公園	2.60	2.60	0.00	2.60		2.60	あかしあ台公園
近 - 8	北撰17号公園	5.20	0.00	5.20	5.20		5.20	
近 - 9	つつじが丘中央公園	1.40	1.40	0.00	1.40		1.40	つつじが丘中央公園
近 - 10	(仮)横山公園	2.00	0.00	2.00	2.00			
近 - 11	東浦公園	1.32	1.32	0.00		1.32		東浦公園
近 - 12	ダムサイド公園	2.12	2.12	0.00		2.12		ダムサイド公園
近 - 13	飯盛山公園	1.94	1.94	0.00		1.94		飯盛山公園
	近隣公園合計(13)	38.58	24.38	14.20	33.20	5.38		
地 - 1	三田谷公園	8.30	8.30	0.00	8.30		8.30	三田谷公園
地 - 2	西公園	7.40	7.40	0.00	7.40		7.40	学園東公園
地 - 3	北撰3号公園	10.40	10.40	0.00	10.40		10.40	はじかみ池公園
地 - 4	北撰15号公園	9.10	7.10	2.00	7.10	2.00	9.10	テクノ公園
地 - 5	下青野公園	3.83	3.83	0.00		3.83		下青野公園
地 - 6	小野公園	3.77	3.77	0.00		3.77		小野公園
	地区公園合計(6)	42.80	40.80	2.00	33.20	9.60		
総 - 1	深田公園	18.90	18.90	0.00	18.90		18.90	深田公園
総 - 2	中央公園	16.30	16.30	0.00	16.30		16.30	中央公園
	総合公園合計(2)	35.20	35.20	0.00	35.20	0.00		
運 - 1	中央運動公園	13.90	13.90	0.00	13.90		13.90	駒ヶ谷運動公園
運 - 2	城山公園	12.30	12.30	0.00		12.30	12.30	城山公園
	運動公園合計(2)	26.20	26.20	0.00	13.90	12.30		
風 - 1	南公園	15.10	0.00	15.10	15.10		15.10	
風 - 2	上皿池公園	4.70	0.00	4.70	4.70		4.70	
	風致公園合計(2)	19.80	0.00	19.80	19.80	0.00		
広 - 1	有馬富士公園	413.73	65.48	348.25		413.73	416.30	89, 93, 94, 96, 97, 98, 99と重複
	広域公園合計(1)	413.73	65.48	348.25	0.00	413.73		※有馬富士公園の都市計画決定面積には既設の街区公園7箇所(2.57)が含まれており、面積分を差し引いている。

図面番号	名 称	目 標	現況 H15.3	増加予定	整備目標		都市計画 決定面積	備考(都市公園名称)
					市街化区 域	市街化調 整区域		
都 - 1	フラワータウン周辺緑地	29.70	0.00	29.70	29.70			
都 - 2	カルチャータウン周辺緑地	11.68	0.00	11.68	11.68			
都 - 3	平谷川緑地	17.20	17.20	0.00	17.20		17.20	平谷川緑地
都 - 4	ウッディタウン周辺緑地	57.10	0.00	57.10	57.10			
都 - 5	テクノパーク周辺緑地	8.18	8.18	0.00	8.18			テクノパーク緑地
都 - 6	第2テクノパーク周辺緑地	4.10	0.00	4.10	4.10			
都 - 7	友が丘緑地	1.20	1.20	0.00	1.20		1.20	もちのき公園(0.1)含む
都 - 8	天神周辺緑地	1.96	0.00	1.96	1.96			
	都市緑地合計(8)	131.12	26.58	104.54	131.12	0.00		
他 - 1	小寺遊園地	0.21	0.21	0.00	0.21			小寺遊園地
他 - 2	天神公園	1.18	1.18	0.00	1.18			天神公園
	その他公園合計(2)	1.39	1.39	0.00	1.39	0.00		
	総合計(153)	735.97	242.76	493.21	285.84	450.13		

施設緑地(公共施設・民間施設)の現況個別調書

		都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域	
公共施設緑地	グラウンド(教育施設、スポーツ施設)	29.15	19.62	9.53
	河川・ダム	391.40	5.20	386.20
	街路樹空間	7.60	7.60	-
	公共公益施設の植栽地	2.10	1.50	0.60
	小計	430.25	33.92	396.33
民間施設緑地	グラウンド(私立学校)	6.79	6.32	0.47
	ため池	254.20	34.20	220.00
	社寺林	30.63	11.90	18.73
	ゴルフ場	408.90	0.00	408.90
	小計	700.52	52.42	648.10
合計	1,130.77	86.34	1,044.43	

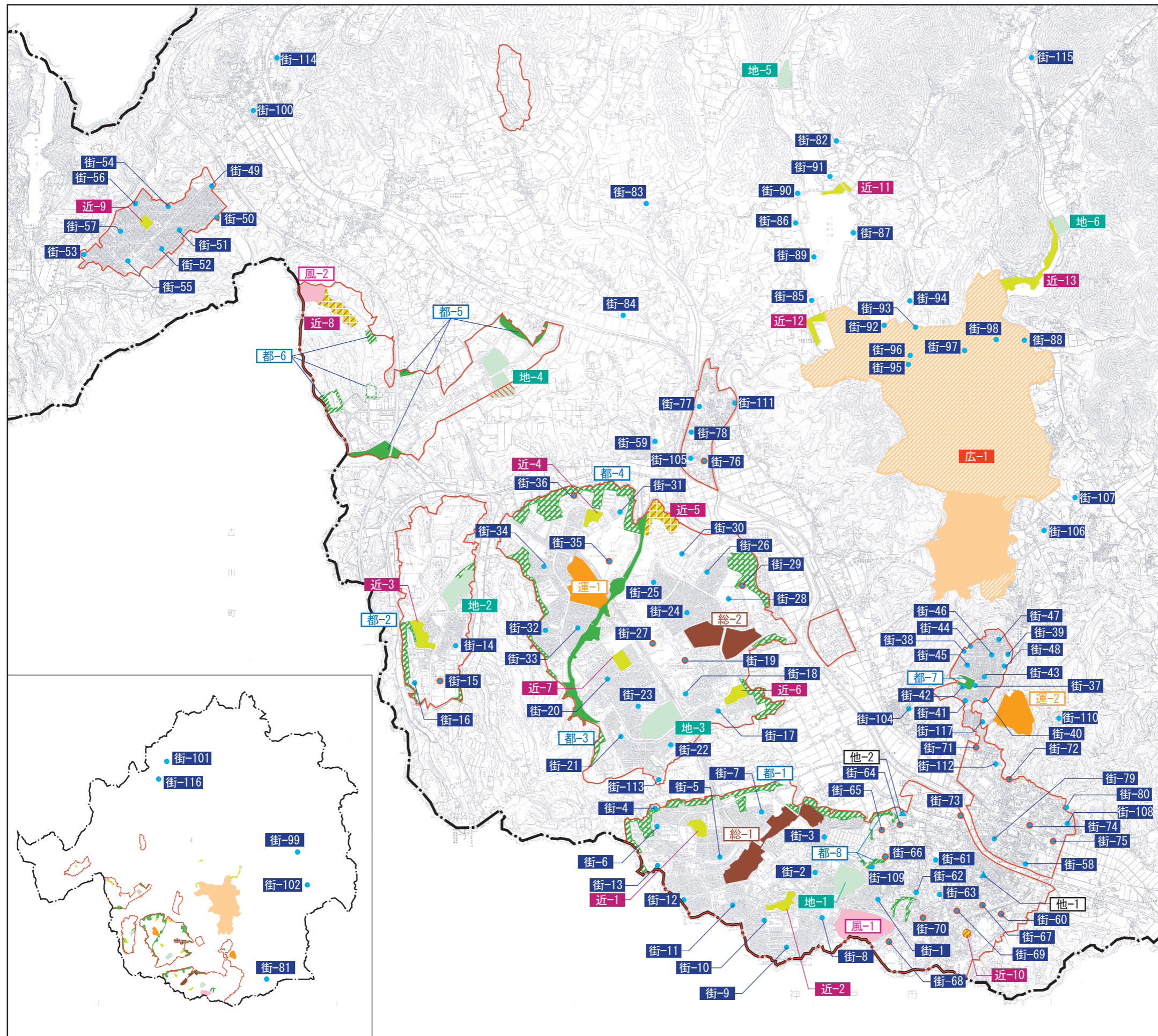
※公共施設緑地のグラウンドには中央運動公園のグラウンド部分 1.5ha 及び城山公園のグラウンド部分 2.5ha が含まれ、公園調書と重複している。

※民間施設緑地でおもな社寺林として計上した内訳は次表のとおり

	市街化区域		市街化調整区域	
主な社寺林面積	天満宮	2.30	大川瀬・住吉神社	0.97
	金心寺	0.55	駒宇佐八幡宮	10.00
	御霊神社	2.50	下青野・感神社	0.57
	興徳寺	0.50	小野・天満神社	0.97
	熊野神社	2.30	藍本・酒垂神社	1.07
	三輪神社	2.50	下槻瀬・天柏神社	0.47
	春日神社	0.25	波豆川・八坂神社	2.27
	加茂神社	1.00	母子・神社	0.67
			高売布神社	0.53
			大蔵大明神	0.77
			井ノ草天満宮	0.33
			波豆川・大舟寺	0.13
		計	11.90	計

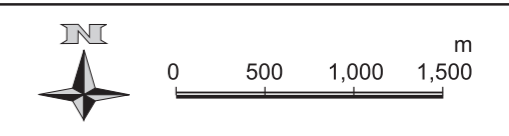
地域制緑地の整備目標個別調書

図面番号	名 称	目標	現況	増加予定	整備目標		都市計画 決定面積	備考
					市街化区 域	市街化調 整区域		
特緑 - 1	天満宮	2.30	0.00	2.30	2.30			
特緑 - 2	金心寺	0.55	0.00	0.55	0.55			
特緑 - 3	御霊神社	2.50	0.00	2.50	2.50			
特緑 - 4	興徳寺	0.50	0.00	0.50	0.50			
特緑 - 5	熊野神社	2.30	0.00	2.30	2.30			
特緑 - 6	三輪神社	2.50	0.00	2.50	2.50			
特緑 - 7	春日神社	0.25	0.00	0.25	0.25			
特緑 - 8	加茂神社	1.00	0.00	1.00	1.00			
	特別緑地保全地区合計(8)	11.90	0.00	11.90	11.90	0.00		
風致 - 1	北摂三田ニュータウン北東部 緑保	374.00	0.00	374.00		374.00		
風致 - 2	三田駅北部(高次・桑原地区) 緑保	147.00	0.00	147.00		147.00		
風致 - 3	青野ダム周辺 緑保	58.00	0.00	58.00		58.00		
風致 - 4	八景・寺村地区 緑保	41.00	0.00	41.00		41.00		
	風致地区又は緑地保全地域 合計(4)	620.00	0.00	620.00	0.00	620.00		
	生産緑地地区	7.68	7.68	0.00	7.68			
	生産緑地地区合計(43)	7.68	7.68	0.00	7.68	0.00		
近緑 - 1	近郊緑地保全区域	790.00	790.00	0.00		790.00		
	近郊緑地保全区域合計(1)	790.00	790.00	0.00	0.00	790.00		
自公 - 1	清水東条湖立杭県立自然公園	824.00	824.00	0.00		824.00		
	自然公園合計(1)	824.00	824.00	0.00	0.00	824.00	※清水東条湖立杭県立自然公園には、第3種特別地域指定箇所と普通地域指定箇所が含まれている。	
環保 - 1	駒宇佐八幡宮	10.00	10.00	0.00		10.00		
	県指定自然環境保全地域合計(1)	10.00	10.00	0.00	0.00	10.00		
	農業振興地域農用地区域	1903.70	1903.70	0.00		1903.70		
	農業振興地域農用地区域合計	1903.70	1903.70	0.00	0.00	1903.70		
	保安林区域	3024.00	3024.00	0.00		3024.00		
	保安林区域合計	3024.00	3024.00	0.00	0.00	3024.00		
	総合計	7191.28	6559.38	631.90	19.58	7171.70		

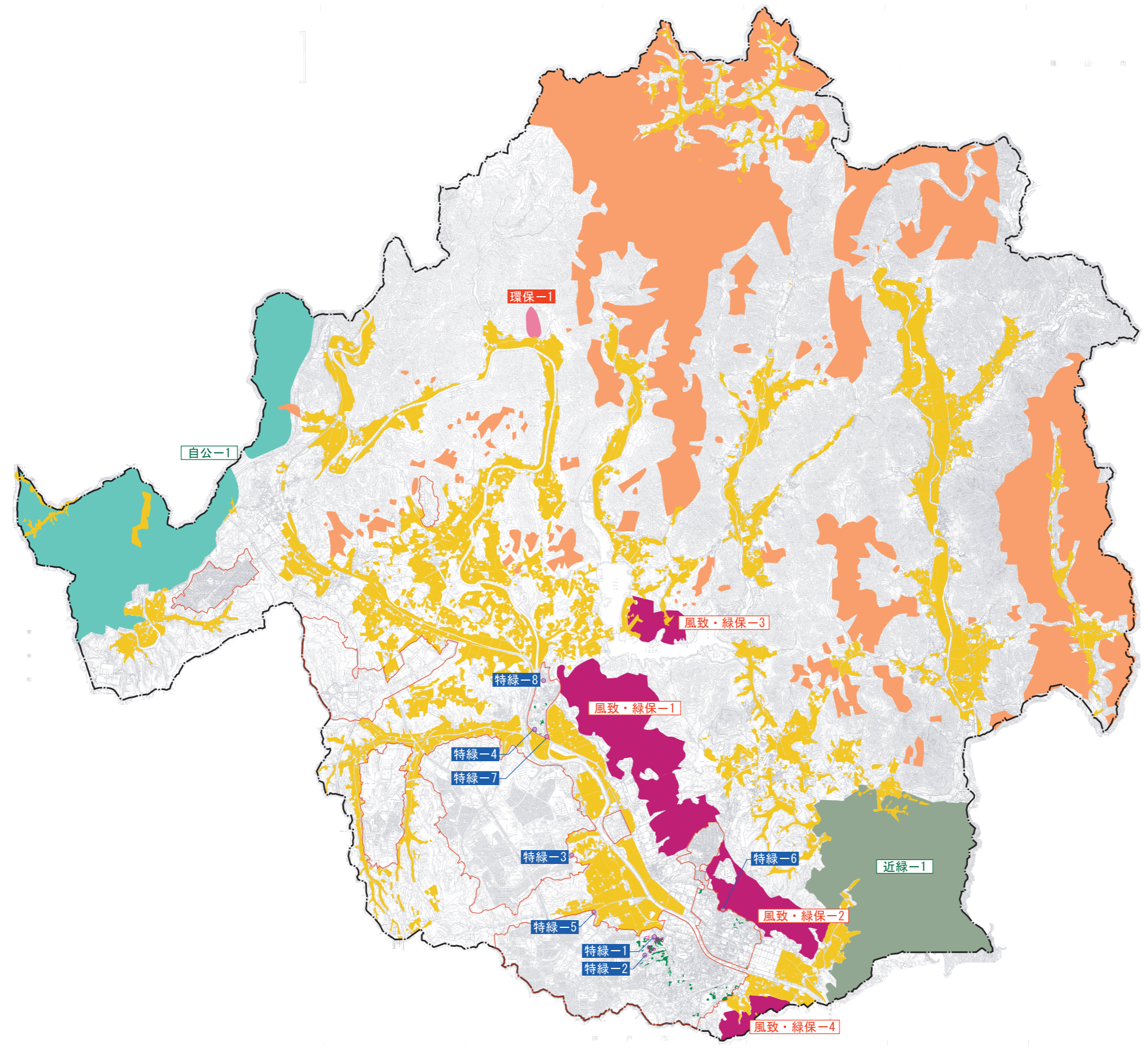


		凡 例		
		現況	目標	
施設緑地	都市公園	基幹公園	●	●
		街区公園	●	●
		近隣公園	■	■
		地区公園	■	■
		総合公園	■	■
	特殊公園	風致公園	■	■
		広域公園	■	■
	都市緑地		■	■
	その他条例等に基づく公園		▲	▲

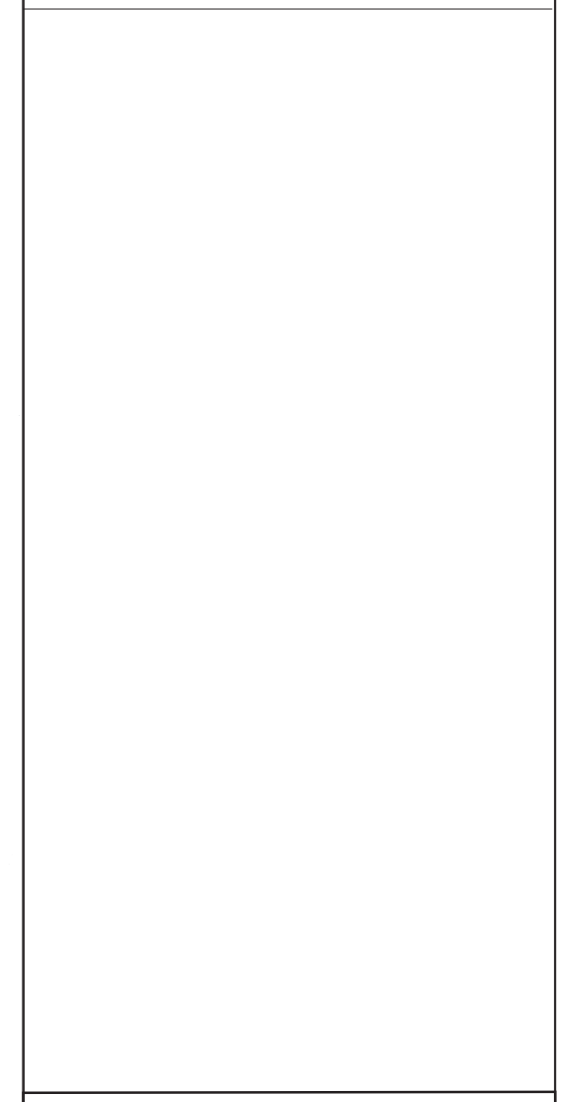
※施設緑地は公園のみを示し、公共施設緑地、民間施設緑地は示していない。



施設緑地の整備目標個別調書・対応図



凡 例		現況	目標
地域制緑地	特別緑地保全地区		●
	風致地区又は緑地保全地域		■
	生産緑地地区	■	□
	近郊緑地保全区域	■	
	自然公園	■	
	県指定自然環境保全地域	■	
	農業振興地域農用地区域	■	
	保安林区域	■	
———		市街化区域界	
- - - - -		市域界	



地域制緑地の整備目標個別調書・対応図

緑地の整備目標 総括表

施設緑地	現況(平成15年度)						目標(平成35年度)						備考
	都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			
	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	
都 市 公 園	100	22.94	2.02	83	13.82	1.57	117	27.36	2.04	85	13.24	1.69	4.42 (1)
近隣公園	10	24.38	2.14	7	19.00	2.16	13	38.58	2.88	10	33.20	3.07	14.20 (2)
地区公園	6	40.80	3.59	4	33.20	3.93	6	42.80	3.19	4	33.20	3.07	0.00 (3)
総合公園	2	35.20	3.09	2	35.20	4.01	2	35.20	2.63	2	35.20	3.26	0.00 (4)
運動公園	2	26.20	2.30	1	13.90	1.58	2	26.20	1.96	1	13.90	1.29	0.00 (5)
特殊公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	19.80	1.48	2	19.80	1.83	19.80 (6)
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- (7)
広域公園	1	65.48	5.76	0	0.00	0.00	1	41.73	30.88	0	0.00	0.00	0.00 (8)
都市緑地	3	26.58	2.34	3	26.58	3.03	8	131.12	9.79	7	131.12	12.14	104.54 (9)
その他条例等に基づく公園	2	1.39	0.12	2	1.39	0.16	2	1.39	0.10	2	1.39	0.13	0.00 (10)
計	126	242.97	21.36	102	143.09	16.30	153	736.18	54.94	113	286.05	26.49	142.96 (11)=(1)-(10)の計
公共施設緑地	-	430.25	37.83	-	33.92	3.86	-	430.25	32.11	-	33.92	3.14	0.00 (12)
民間施設緑地	-	700.52	61.59	-	52.42	5.97	-	700.52	52.28	-	52.42	4.85	0.00 (13)
計	-	1,137.74	120.77	-	229.43	26.14	-	1,866.95	139.32	-	372.39	34.48	142.96 (14)=(11)-(13)の計
施設緑地の重複	-	4.21	0.37	-	1.71	0.19	-	4.21	0.31	-	1.71	0.16	0.00 (15)
施設緑地計	-	1,369.53	120.40	-	227.72	25.94	-	1,862.74	139.01	-	370.68	34.32	142.96 (16)=(14)-(15)
法 特別緑地保全地区	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	8	11.90	0.89	8	11.90	1.10	11.90 (17)
域 緑地地区又は緑地保全地域	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	4	620.00	46.27	0	0.00	0.00	0.00 (18)
制 生産緑地地区	43	7.68	0.68	43	7.68	0.87	43	7.68	0.57	43	7.68	0.71	0.00 (19)
緑 近郊緑地保全区域	1	790.00	69.45	0	0.00	0.00	1	790.00	58.96	0	0.00	0.00	0.00 (20)
地 も 自然公園	2	824.00	72.44	0	0.00	0.00	2	824.00	61.49	0	0.00	0.00	0.00 (21)
の 県指定自然環境保全地域	1	10.00	0.88	0	0.00	0.00	1	10.00	0.75	0	0.00	0.00	0.00 (22)
農業振興地域豊田地区	-	1,903.70	167.36	-	0.00	0.00	-	1,903.70	142.07	-	0.00	0.00	0.00 (23)
保安林区域	-	3,024.00	265.86	-	0.00	0.00	-	3,024.00	225.67	-	0.00	0.00	0.00 (24)
条例等によるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- (25)
協定によるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- (26)
計	47	6,559.38	576.67	43	7.68	0.87	59	7,191.28	536.66	51	19.58	1.81	11.90 (27)=(17)-(26)の計
地域緑地の重複	-	0.00	0.00	-	0.00	0.00	-	0.00	0.00	-	0.00	0.00	0.00 (28)
地域緑地計	-	6,559.38	576.67	-	7.68	0.87	-	7,191.28	536.66	-	19.58	1.81	11.90 (29)=(27)-(28)
施設緑地・地域緑地の重複	-	10.00	0.88	-	0.00	0.00	-	21.90	1.63	-	11.90	1.10	11.90 (30)
合計	-	79,189.1	696.19	-	2,354.0	26.82	-	9,032.12	674.04	-	376.36	35.03	142.96 (31)=(16)+(29)-(30)
対象区域面積(ha)	21,022			1,852			21,022			1,912			
人口(人)	113,746			87,785			134,000			106,000			
緑地の確保目標水準(%)	38%			13%			43%			20%			
都市公園等の目標水準	242.76 (ha)	21.3 (m ² /人)	16.3 (m ² /人)	142.88 (ha)	16.3 (m ² /人)	13.3 (m ² /人)	735.97 (ha)	54.9 (m ² /人)	285.84 (ha)	26.5 (m ² /人)	285.84 (ha)	26.5 (m ² /人)	市街化区域の目標値は、市街化二隣接した緑地を含めて、30%を確保する。 ※条例等に基づく公園も含む
都市公園等	669.01 (ha)	58.8 (m ² /人)	20.0 (m ² /人)	1,753.0 (ha)	17.53 (m ² /人)	20.0 (m ² /人)	1,162.22 (ha)	86.7 (m ² /人)	318.26 (ha)	29.5 (m ² /人)	318.26 (ha)	29.5 (m ² /人)	※都市公園と公共施設緑地の計 ※都市公園と公共施設緑地の重複面積を考慮

用語解説

あ行

アドプト・プログラム

市民グループや地元企業等が、身近な道路や河川、公園などの一定の区画を、自分たちで又は協働で保守管理する取り決めを行政と交わし、清掃活動や花壇の手入れなどを行う管理形態。行政は保険費用や清掃用具などの支援を行う。

エコツーリズム

自然環境や生態系に配慮しながら自然や文化に触れ、それらの大切さを学ぶことを目的とする旅行形態。

NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織。行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のこと。平成10年にこれに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。全国的には福祉、まちづくり、男女協働参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。

オープンスペース

空間的に開放された場所。具体的には公園緑地、河川敷、広場、海浜、山林、農地、社寺境内などがあげられる。

か行

褐色森林土

温暖湿潤な気候、主に夏緑樹林などに広くおおわれている地域では、塩基が流亡し、中性から微酸性を呈する褐色森林土が生

成される。その中でも、乾燥と浸食のため土層の発達が不十分で、酸性が比較的強く養分の乏しい土壌を乾性褐色森林土、谷頭部や谷筋で発達する比較的含水量の多い土壌を適潤性褐色森林土という。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法第3条第1項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大である地域で、その防止効果がある等一定の要件に該当する区域を保全するため、内閣総理大臣が指定するもの。当該区域内での建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事への届出が必要。

クラインガルテン

ドイツ語で「小さな庭」を意味し、19世紀初めに自給自足のために作られた小区画の菜園がはじまりで、現在ドイツでは市民農園の意味で使われている。日本では主に区画ごとに簡易な宿泊施設を附設した滞在型の市民農園のことをいう。

グライ土壌

青灰色を呈する土壌。水田や湿地などの水分過多の土壌においては、酸素が不足した還元状態が発達し土層が青灰色を呈する。この色は Fe^{2+} の化合物によるものとされている。グライはロシア語で「ねばっこい土」を意味している。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。バカンス（長期休暇）の過ごし方として欧州では広く普及している。

群落

いろいろな種が、同一場所に集まっていっしょに生活をしている集団をさす。群落が形成される過程は、基本的には群落を構成する種の特性に影響されており、集団の中でも厳しい種間関係（競争）をへた後に、比較的調和のとれた関係が形成され、有機的な結びつきをもった群落がつくられる。

さ行

里山

人里周辺の低地や丘陵地。燃料・肥料・食料・生活資材等の調達など農業を営むのに必要な樹林で農地に続く森林、たやすく利用できる森林。植生からみると、人里近くの雑木林、アカマツ林などの各種二次林（後述）、小規模なスギやヒノキの植林、竹林などがある。

里山林整備事業

「ひょうご豊かな森づくりプラン」に基づき、「景観」「生物多様性」「環境学習・レクリエーション」の3つの目標をもって里山を整備する兵庫県独自の取り組み。不要木の伐採、広葉樹の植林、下草刈り、あずま屋や案内板、遊歩道の設置等を行う。本市では上槻瀬地区と川原・布木地区の2地区においておこなわれ、森林ボランティアによる下草刈り等が実施されている。

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域。

自然環境保全地域

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく地域指定の一つで、すぐれた自然環境を有する区域で当該自然環境を保全することが特に必要な地域。

自然公園

わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

市民緑地制度

都市計画区域内の300㎡以上の土地で、所有者との契約に基づき、当該私有地を5年以上地域住民の利用に供する緑地とする制度。現在、緑地でない土地であっても植樹等の行事を予定することで、市民緑地とすることができる。市民緑地の設置・管理には、地方自治体のほか、一定の緑地整備・管理能力を備えた公益法人であって、都道府県知事の指定したもの（「緑地管理機構」）があたることもできる。

種（しゅ）

生物分類の基本単位、生物群集構成の基本単位。個体が遺伝的に形態的行動的に相互に不連続な集団にはっきりと分けられたもので、自由に交配し健全な子孫をつくる生物の集団であるが、異なる種間では生殖できない。

照葉樹林

冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層（角質の層）が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つためこう呼ばれている。日本ではシイ・カシ類がこれにあたる。

親水機能

水辺の持つレクリエーション機能、心理的満足機能、空間機能、防災機能などの機能を合わせた機能として位置づけられ、水辺が自然に存在するだけでなく、人間との心理的・精神的なかわりも含む概念である。

親水空間

レクリエーション機能、心理的満足機能、空間機能、防災機能などの機能を併せ持った水辺の空間。親水機能が空間として実際に具体化されたのは1973年東京都江戸川区の古川親水公園が最初で、その後各地でこのような親水公園がつくられた。今日では、快適な都市環境の形成上欠かすことのできないものとなっている。

生産緑地地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市

環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区をいう。

生態系

地域にすむすべての生物とそれらを取り囲む環境をまとめて、そこでの食物連鎖等に伴う様々な物質（炭素・窒素等の栄養物質等）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている）の流れによって複雑に結ばれた体系として捉えたもの。

生物多様性

生態系、種、遺伝子の3つの多様性を包含したもので、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態。

遷移

ある植物群落が、群落の構成種が変化して、他の植物群落に置き換わること。遷移には一時遷移と二次遷移があり、火山噴出物上の遷移のように土壌及び種子等の繁殖源が存在しない状態から出発するものを一次遷移といい、森林の伐採跡地や耕作放棄地のように、土壌があらかじめ存在し、土壌中に植物の種子や萌芽・再生能力を持った茎や根が存在した状態から出発する遷移を二次遷移という。

た行

透水性舗装

主に雨水を地下に浸透させ、流出を防ぐための水を通す機能を持つ舗装。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」及び「都市計画法」に基づき、都市計画区域内において特に良好な自然的環境を形成している一定の要件に該当する緑地を保全するため指定する地区。指定された地区内では、建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限される。

都市公園

「都市公園法」に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都道府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

な行

二次林

伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響をうけている森林、または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林のこと。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の樹林は含まれていない。

ネットワーク

地域内および地域間での既存機能の連携や、様々な人々・主体が連携し支えることなど、ソフトとハード両面での連携やつながりを意味する。

は行

ヒートアイランド（化）現象

都市独特の局地的気候現象で、人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、大量の人工熱、放射熱と大気汚染物質の放出等の結果生じた都市の気温が局地的に周辺よりも高くなる現象。都心ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこう（heat island＝熱の島）呼ばれる。

ビオトープ（Biotope）

ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。主に生態学などで使われていたが、ドイツなどでの多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全・育成する取り組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになった。

風致地区

都市の風致を維持するために「都市計画法」に基づき指定された地区。風致とは、樹林地またはこれらと一体となった水辺地若しくは、その状況がこれらに類する土地で良好な自然環境に富んだ土地の状況をいい、これらは、生活に潤いを与え緑豊かな環境をつくり出している。

都市計画法第8条、58条に基づき指定された都市の風致を維持するための地区

で、建築物その他工作物の建築、宅地の造成ほか土地の形質の変更などが規制されている。

保安林

水源涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供などを目的として、「森林法」に基づき指定された森林をいう。立木の伐採や開発などが制限される。

保全配慮地区

緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として「都市緑地法」に規定された緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、講ずる保全措置や概ねの位置を定める。

防火性樹種

常緑樹で枝葉が密生し、葉が多肉質で水分が多いなど、樹木自体が燃えにくい樹種で、アカガシ、シラカシ、ツバキ、モッコク、ヤマモモ、アオキ、イヌマキ、コウヤマキ、サザンカ、マサキ、サカキ、サンゴジュ、ユズリハ、クロガネモチ、など。

ま行

マスタープラン

ある都市の長期的なまちづくりの方針、将来像その実現の手段、プロセスを総合的・体系的に示す計画である。

武庫川山麓ベルト

三輪地区から広野地区にかけて武庫川および国道176号線に沿ってひろがる

山岳緑地帯で、市街地の背景としての役割を持つ特別な緑としてこう呼ばれる。

ら行

流紋岩

酸性火山岩の一種。化学成分上はシリカに富み、主要構成鉱物はアルカリ長石・石英で、少量の有色鉱物をもっている。

流紋岩地帯の土壌においては、母材風化堆積層や石礫層が浅く、土壌の生成発達状態は良好ではない。また、貧栄養なためコナラ林の発達には適さず、アカマツ林や常緑広葉樹林が発達している。

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内で相当規模の一団の土地の所有者等全員の合意により、市町村長の許可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められている。

緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称である。

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として「都市緑地法」に規定された緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。当該市町村の緑地の状況を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定める。

緑化施設整備計画認定制度

緑化重点地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者が、市町村へ申請のうえ認定を受けた場合は固定資産税の軽減等の支援が受けられる制度。

くために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。

緑地保全地域

「都市緑地法」及び「都市計画法」に基づき、都市計画区域内において広域的観点から良好な自然的環境を形成している一定の要件に該当する緑地を保全するため指定する地域。指定地域内では、建築物の新築等の行為について都道府県への届出が必要となり、緑地の保全上必要がある場合は行為の禁止や制限がなされる。

林床整備

林床とは樹林地の地面のこと。主に里山管理における林床の整備としては、下草刈りや、不要物の除去などを行う。

レッドデータブック

貴重な野生生物、地形、地質等を取りまとめた報告書で、貴重性の高いものからA、B、Cなどのランク付けを行っている。なお、国では、「日本版レッドデータブック」を作成し、兵庫県が「兵庫県版」、三田市が「三田市版(生態系)」をそれぞれ作成している。

わ行

ワークショップ

地域にかかわる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしてい